

第五級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
第六級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第七級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満
第八級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満
第九級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第十級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第十一級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第十二級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第十三級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第十四級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第十五級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第十六級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第十七級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第十八級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第十九級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	四九、五〇〇円未満
第二十級	五一、〇〇〇円	四九、五〇〇円以上	五三、〇〇〇円未満
第二十一級	五五、〇〇〇円	五三、〇〇〇円以上	五七、〇〇〇円未満
第二十二級	五九、〇〇〇円	五七、〇〇〇円以上	六一、〇〇〇円未満
第二十三級	六三、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上	六五、〇〇〇円未満
第二十四級	六七、〇〇〇円	六五、〇〇〇円以上	六九、〇〇〇円未満
第二十五級	七一、〇〇〇円	六九、〇〇〇円以上	七三、〇〇〇円未満
第二十六級	七五、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上	

第二十三条第一項中「六十分の一に相当する額とし」の下に、「平均標準給与の年額は、平均標準給与の月額の十二倍に相当する額とし」を加える。

第二十五条を次のように改める。

(国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 この節に規定するもののほか、保健給付、災害給付、休業給付、退職給付、廃疾給付及び遺族給付については、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二

条(第二項第一号、第五号及び第六号を除く。)、第四十一条第一項、第四十三條から第九十五條まで(第四十六條第一項、第五十條並びに第七十二條第二項及び第三項を除く。)、第九十七條、第一百十二條第一項及び第三項並びに別表第一から別表第四までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定のうちで同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

第二條第一項第四号	職員	組合員
第四十一條第一項	組合 組合（長期給付で連合会加入組合に係るものにあつては連合会。以下この条、第七十五條、第八十一條第三項、第九十五條、第百八條第二項、第百九條第二項、第百十四條及び第百十八條において同じ。）	組合
第四十七條第二項	前項の場合において、 その保険医	前項の場合において、学校法人等が虚偽の報告若しくは証明をし、又は その学校法人等又は保険医
第五十三條第一項	大蔵省令	文部省令
第五十四條第一項	公務	職務
第五十五條第一項第一号	組合（連合会加入組合にあつては、連合会を含む。）	組合
第五十五條第二項	運営規則	業務方法書
第五十九條第二項	被保険者を含む。	被保険者をいう。
第六十一條第一項及び第三項	俸給	標準給与の月額
第六十三條第一項	公務 俸給	職務 標準給与の月額
第六十六條第一項	公務 俸給月額	職務 標準給与の月額
第六十六條第二項	俸給月額	標準給与の月額
第六十七條第一項	俸給月額	標準給与の月額
第六十八條	俸給月額	標準給与の月額

第六十八條第三号	公務	職務
第六十八條第五号	運営規則	業務方法書
第六十九條	俸給	給与
第七十條	俸給	標準給与の月額
第七十一條	俸給	標準給与の月額
第七十六條第二項	俸給年額 百分の七十	平均標準給与の年額 百分の六十
第七十六條第三項第一号	俸給年額	平均標準給与の年額
第七十六條第三項第二号	俸給の額	平均標準給与の月額
第七十九條第四項	俸給年額	平均標準給与の年額
第七十九條の二第三項第二号	俸給	平均標準給与の月額
第八十條第二項第一号	俸給日額	平均標準給与の日額
第八十一條第一項	公務 公務傷病	職務 職務傷病
第八十一條第二項	公務 公務傷病	職務 職務傷病
第八十一條第三項	国家公務員共済組合審査会	審査会
第八十二條第一項及び第二項	公務 給俸年額	職務 平均標準給与の年額

国家公務員災害補償法第十條の規定による療養補償又はこれに相当する補償

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五條の規定による療養補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二條第一項第一号の規定による療養補償費

第八十三條第四項及び第五項	公務	職務
第八十三條第六項	俸給日額	平均標準給与の月額
第八十四條	俸給の額	平均標準給与の月額
第八十四條第二項	公務 公務傷病	職務 職務傷病
第八十六條	公務 俸給年額	職務 平均標準給与の年額
第八十七條第一項	公務 俸給	職務 平均標準給与の月額
第八十七條第二項	公務	職務
第八十八條第一項第一号	公務傷病	職務傷病
第八十八條第一項第二号	公務傷病	職務傷病
第八十八條第一項第三号	公務傷病	職務傷病
第八十八條第二項	公務	職務
第八十八條第三項	公務	職務
第九十二條	俸給年額	平均標準給与の年額

国家公務員災害補償法第十五條の規定による遺族補償又はこれに相当する補償

労働基準法第七十九條の規定による遺族補償又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定による遺族補償費

第九十三条第一項	公務傷病	職務傷病
第九十三条第二項	俸給日額	平均標準給与の日額
第九十七条第一項	組合員が懲戒処分(国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれに相当する処分を除く)を受けた	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された

別表第三

第二十五条の二から第二十五条の七までを削る。
附則第二十項及び附則第二十一項を削り、附則第二十二項を附則第二十項とし、附則第二十三項から附則第三十三項までを二項ずつ繰り上げる。
別表第一及び別表第二を削る。

(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十年四月分以降」を「昭和三十一年一月分以降」に改める。

第二条中「五十歳」を「五十五歳」に改める。

別表を次のように改める。

改正前の年金額	改定年金額
三〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
三〇、五〇〇円	四五、七五〇円
三一、〇〇〇円	四六、五〇〇円
三一、五〇〇円	四七、二五〇円
三二、〇〇〇円	四八、〇〇〇円
三二、五〇〇円	四八、七五〇円
三三、〇〇〇円	四九、五〇〇円
三三、五〇〇円	五〇、二五〇円
三四、〇〇〇円	五一、〇〇〇円
三四、五〇〇円	五一、七五〇円
三五、〇〇〇円	五二、五〇〇円
三五、五〇〇円	五三、二五〇円

附則

三六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円
三六、五〇〇円	五四、七五〇円
三七、〇〇〇円	五五、五〇〇円
三七、五〇〇円	五六、二五〇円

1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

(現組合員である者についての標準給与に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に組合員である者については、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「新法」という。)第二十二條第二項の規定にかかわらず、その者がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)に組合員の資格を取得したものとみなして新法第二十二條第五項の規定を適用する。

(長期給付に関する経過措置)

3 新法の長期給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項は、次項から附則第十六項までに定めるところによる。

(定義)

4 次項から附則第十六項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 旧長期組合員 この法律による改正前の私立学校教職員共済組合法(以下「旧法」という。)の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員(恩給財団における従前の例による者を含む。)をいう。

二 恩給財団における従前の例による者 旧法附則第二十項の規定により恩給財団(同法附則第十一項の恩給財団をいう。以下附則第八項第二号において同じ。)における従前の例(以下「恩給財団における従前の例」という。)によることとされている者をいう。

三 長期組合員 新法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。

四 更新組合員 施行日の前日に旧長期組合員であつた者で、施行日に長期組合員となり、引き続き長期組合員であるものをいう。

(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い)

5 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による長期給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、なお従前の例による。

(更新組合員に対する退職給付に関する経過措置)

6 組合員であつた期間が十五年以上二十年未満である更新組合員で施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつたものが退職(新法第十六條第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた場合をいう。以下同じ。)した場合においては、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

7 昭和二十九年一月一日以後引き続き組合員であつた更新組合員で次の表の上欄に掲げるものが組合員であつた期間二十年未満で退職した場合において、その者の組合員であつた期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であり、かつ、その組合員であつた期間に同年一月一日まで引き続き文部省令で定める学校法人等における文部省令で定める在職期間（組合員であつた期間を除く。）を算入するものとならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

明治四十二年一月一日以前に生まれた者	十
明治四十二年一月二日から明治四十三年一月一日までの間に生まれた者	十一年
明治四十三年一月二日から明治四十四年一月一日までの間に生まれた者	十二年

8 更新組合員に対する退職年金の額は、第一号から第三号までに掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合計額とする。

一 旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）二十年に達するまでの年数について

は、一年につき平均標準給手の年額（その額が六十二万四千円をこえるときは、六十二万四千円とし、長期組合員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給手の年額の算定の基礎となる旧長期組合員であつた期間の各月における標準給手の月額は、それぞれ当該各月における旧法第二十二条の規定の例による従前の標準給手の月額とする。以下この号及び次項第一号において同じ。）の六十分の一に、二十年をこえる年数については、一年につき平均標準給手の年額の九十分の一に、それぞれ相当する金額

二 恩給財団における従前の例による者であつた期間（昭和二十

八年十二月三十一日以前において、恩給財団の加入教職員であつた期間を含む。以下この号、附則第十項第二号及び附則第十二項第二号において同じ。）次により計算した金額

イ 施行日に恩給財団における従前の例による者であつた期間が十五年以上の者については、恩給財団における従前の例により計算した年金額から従前の例により控除すべきこととなる金額を控除した金額

ロ 施行日に恩給財団における従前の例による者であつた期間が八年以上十五年未満の者については、四千万に恩給財団における従前の例による者であつた期間の年数を乗じて得た金額から恩給財団における従前の例により控除すべきこととなる金額を控除した金額

三 長期組合員であつた期間 前各号に掲げる期間と合算して二十年に達するまでの年数につ

明治四十四年一月二日から明治四十五年一月一日までの間に生まれた者	十三年
明治四十五年一月二日から大正二年一月一日までの間に生まれた者	十四年
大正二年一月二日から大正三年一月一日までの間に生まれた者	十五年
大正三年一月二日から大正四年一月一日までの間に生まれた者	十六年
大正四年一月二日から大正五年一月一日までの間に生まれた者	十七年
大正五年一月二日から大正六年一月一日までの間に生まれた者	十八年
大正六年一月二日から大正七年一月一日までの間に生まれた者	十九年

いては、一年につき平均標準給手の年額（長期組合員であつた期間が五年未満の者については、長期組合員であつた全期間の各月における標準給手の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額の十二倍に相当する金額とする。以下この号において同じ。）の百分の二に、二十年をこえる年数については、一年につき平均標準給手の年額の百分の一・五に、それぞれ相当する金額

9 次の各号に掲げる者に対する前項の規定の適用については、第一号又は第二号に掲げる者に係る同項第一号の金額は、それぞれ次の各号に掲げる金額とする。

一 旧法の規定により退職一時金の支給を受けた更新組合員 前項第一号の規定により算定した金額から、当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき平均標準給手の年額の百分の七・一に相当する金額を控除した金額

二 旧法の規定により廃疾一時金の支給を受けた後その給付事由が生じた月の翌月から四十月以内に再び旧長期組合員となつた更新組合員 前項第一号の規定により算定した金額から、当該廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び旧長期組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）を十月から控除した月数を平均標準給手の月額（その額が五万二千円をこえるときは、五万二千円とし、長期組合員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給手の月額の算定の基礎となる旧長期組合員であつた期間の各月における標準給手の月額は、それぞれ当該各月における旧法第二十二条の規定の例による従前の標準給手の月額とする。）に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額を控除した金額

二 旧法の規定により廃疾一時金の支給を受けた後その給付事由が生じた月の翌月から四十月以内に再び旧長期組合員となつた更新組合員 前項第一号の規定により算定した金額から、当該廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び旧長期組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）を十月から控除した月数を平均標準給手の月額（その額が五万二千円をこえるときは、五万二千円とし、長期組合員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給手の月額の算定の基礎となる旧長期組合員であつた期間の各月における標準給手の月額は、それぞれ当該各月における旧法第二十二条の規定の例による従前の標準給手の月額とする。）に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額を控除した金額

10 掲げる部分の金額については、それぞれ当該各号に定めるところにより、その支給を停止する。

一 旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）に係る部分の金額 五十歳に達するまで、その支給を停止する。

二 恩給財団における従前の例による者であつた期間に係る部分の金額 四十五歳に達するまで、その十分の三の金額の支給を停止する。

11 旧長期組合員であつた期間が六年以上一年未満の者又は旧長期組合員であつた期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く長期組合員であつた期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条の二第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」と読み替へるものとする。

12 更新組合員に対する退職一時金に係る新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八

第一類第六号 文教委員会議録第二十六号 昭和三十六年五月二十四日

十条第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）で施行日の前日まで引き続いてい

るもの、平均標準給与の月額（その額が千七百三十四円をこえるときは、千七百三十四円とし、

長期組合員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給与の月額の算定の基礎となる

旧長期組合員であつた期間の各月における標準給与の月額は、それぞれ当該各月における旧法

第二十二条の規定の例による従前の標準給与の月額とする。）を基礎として旧法第二十五条の三

第二項第一号の規定の例により計算した金額

二 恩給財団における従前の例による者であつた期間で施行日の前日まで引き続いてい

るもの、恩給財団における従前の例により計算した一時金の額から恩給財団における従前の例により控除すべきこととなる金額を控除した金額

三 長期組合員であつた期間、平均標準給与の月額（長期組合員であつた期間が五年未満の者については、長期組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額の三十分の一に相当する金額とする。）に当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新

法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二に定める日数（一年未満の期間その他政令で定める期間にあつては、政令で定める日数。以下この号において同じ。）から前二号の期間に対応する同表に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

（更新組合員に対する長期給付に關する経過措置についての施行法の準用）

13 前七項に規定するもののほか、更新組合員に対する退職給付については国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十三条第十七条及び第十八条の規定を、更新組合員に対する廢疾給付につ

いては同法第六條第二項、第二十条から第二十六條まで（第二十二條第一項第一号及び第三号並びに第二十四條を除く。）の規定を、更新組合員に対する遺族給付につ

いては同法第二十七條から第三十五條までの規定を、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的調整等は、政令で定める。

（再就職者に関する経過措置）

14 前八項の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的調整等は、政令で定める。

一 更新組合員であつた者で、再び長期組合員となつたもの

二 旧長期組合員であつた期間を有する者で、施行日以後に長期

組合員となつたもの（更新組合員及び前号に掲げる者を除く。）

15 前項各号に掲げる者のうち、新法又は附則第十二項若しくは附則第十三項の規定により退職一時金又は廢疾一時金の支給を受けた者に対する前項において準用する附則第八項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

16 前十三項に規定するもののほか、長期給付に關する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

（昭和二十七年九月三十日以前に給付事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律（以下「改正後の特別措置法」とい

う。）第一条に規定する年金のうち、この法律による改正がなかつたとしたならば、この法律による改正前の昭和二十七年九月三十日以前に給付事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律第二條の規定により支給を停止されることとなる金額に相當する部分については、改正後の特別措置法第二條の規定にかかわらず、その支給を受ける者が五十歳に達する月までは、支給を停止する。

18 改正後の特別措置法第一条に規定する年金のうち、昭和三十年四

月分から昭和三十六年十二月分までの年金については、なお従前の例による。

19 通算年金通則法（昭和三十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「若しくは私立学校教職員共済組合」を削る。

（通算年金通則法の一部改正に關する経過措置）

20 旧長期組合員であつた期間が六月以上一年未満の者又は旧長期組合員であつた期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き

続く長期組合員であつた期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する通算年金通則法第六條第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」と読み替へるものとする。

（国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律の一部改正）

21 国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第十九條（組合の給付）」の下に「私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二四十五号）第二十条（給付）」を加える。

理由 私立学校の教職員の共済給付のうち、長期給付に係る受給資格、給付額等を国立学校の教職員の共済給付と同一の程度に改めるとともに、昭

和二十七年九月三十日以前に給付事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金額を引上げ、あわせてこれらの改正に伴う経過措置について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○荒木国務大臣 このたび政府から提出いたしました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、私立学校教職員共済組合法の改正でありますが、御承知のように私立学校教職員共済組合は、昭和二十八年に私立学校教職員の福利厚生をはかる目的をもつて設けられたものであります。本組合の給付水準は、国立学校教職員のそれと均衡を保つ趣旨で法律制定当初から国家公務員共済組合法の給付に關する規定が準用されて参りました。従つて、国家公務員共済組合の給付内容が改正された場合には、それに伴つて改正することが必要とされたのであります。昭和三十三年に国家公務員共済組合法の改正がなされ、その給付水準の引き上げが行なわれた際は、本組合は、さしあたり短期給付についてのみ同法の改正規定を準用し、長期給付については、旧規定準用のままとなつて今日に及んだのであります。

そこで今回、長期給付に關しても改正後の国家公務員共済組合法の規定を準用し、その給付水準を国立学校教職員のそれと同一の程度に改め、私立学校教職員の福祉の増進をはかろうとするものであります。

なお、標準給与の月額は、従来最低六千円から最高五万二千円までとなつ

ておりましたのを、給手の実態を考慮して最低八千円から最高七万五千円までとすることとし、その他本組合が発足の際の経過措置によつて、組合員で、旧私学恩給財団における従前の例による長期給付を選択している教職員についても一般の組合員と同じ給付を受けることとする等の改正を行なつておきます。

次に、昭和二十七年九月三十日以前に給手事由の生じた旧私学恩給財団の年金を受けている者——いわゆる既年金者の年金額は、昭和二十七年九月三十日以前に給手事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律によつて定められておりましたが、最近では、他と比較して低額になっておりましたので、このたびこれを引き上げ、この制度によつて旧私学教職員の老後の生活の一助としようとするものであります。

その他これらの改正に伴う経過措置について所要の規定を設けました。以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○濱野委員長 次に、補足説明を聴取いたします。福田管理局長。

○福田政府委員 ただいま提案になりました私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして文部大臣から説明がございましたので、若干補足説明をいたします。

まず、私立学校教職員共済組合法の改正について申し上げます。改正の第一は、今回長期給付についても国家公務員共済組合法の新法を準用することとし、国家公務員共済組合の給付と同じ

一程度に引き上げることであり、本改正の眼目であります。その内容を具体的に申し上げますと、たとえば、退職年金については、二十年で退職した者は従来の率によりますと平均標準給手の年額の三・三％が支給されておりましたが、これが四・〇％に引き上げられること、廃疾年金については、業務外傷病による廃疾年金のほか業務上傷病による廃疾年金が加えられること、遺族年金については受給資格期間二十年以上を十年以上に改めるほか、職務死亡の場合にも遺族年金が支給されること、その他、退職一時金についても給付額の引き上げが行なわれること等の改正でございます。

第二は、標準給手の月額の改訂であります。現行月額表は、昭和三十一年に定められたものでありますが、現在の私立学校教職員の給手の実態を考慮してこのたびこれを最低を八千円に最高を七万五千円に引き上げ、給付の向上をはかるとともに、あわせて負担の均衡をはかつたものであります。

第三に、本組合が発足の際その権利義務を承継した旧私学恩給財団の加入教職員の長期給付については給付の内容及び掛金の額は、なお恩給財団における従前の例によることとできることとされ、これらの者は一般の組合員よりも掛金が低く十五年で年金を受けることができるが、その給付額は一般の組合員に比してかなり低く年額六万円でありましたので、これら該当者の熱心な希望もあり、この際一般組合員と同様の給付が行なわれるよう改めようとするものであります。

第四は、これらの改正に伴う経過措置についてであります。給付の計算方法については、改正前の期間は従前の計算方法によることを原則とし、おおむね国家公務員共済組合法の旧法から新法への給付引き上げの場合の経過措置に準じて定めております。また、一定の高齢者にはその在職年に応じ本組合発足前の私立学校在職年を資格期間に算入することとする等の措置を講じておきます。

最後に、昭和二十七年九月三十日以前に給手事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正であります。昭和二十七年九月三十日以前に給手事由の生じた旧私学恩給財団の年金を受けるいわゆる既年金者の給付額については、従来の法律によりまして、たとえば十五年で年額三万円の給付がなされることになっておりましたが、最近では他と比較して低額になっておりますので、これを国家公務員共済組合における既年金者の給付額引き上げの状況と対比し、約五〇％引き上げることとするものであります。

その他国民金融公庫が行なり恩給担保金融に関する法律の一部を改正して本組合の年金を担保化しうる道を開くものでございます。

次に、この法律の施行期日は、準備期間等を考慮し昭和三十一年一月一日を予定しております。

以上がこの法律案の内容の概要であります。

○濱野委員長 本案についての質疑は追つていたすことといたします。

○濱野委員長 次に、義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案及び公立高等学校施設費国庫補助法案を一括

議題とし、提出者よりその提案理由の説明を聴取いたします。山中吾郎君。

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律

義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二分の一」を「五分の四」に、「政令で定めるところにより、義務教育諸学校の種類に応じ」を「小学校にあつては七百円、中学校にあつては九百円、盲学校にあつては五千円、聾学校にあつては四千二百五十円に、政令で定めるところにより」に、「基礎として」を「乗じて」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 昭和三十六年度までの国庫負担金に關しては、なお従前の例による。

3 改正後の義務教育費国庫負担法第三条中「五分の四」とあるのは、昭和三十一年三月三十一日までは「五分の二」と、同年四月一日からは「十分の七」と読み替へるものとす

（昭和三十一年度までの国庫負担金）

4 昭和三十一年度までの国庫負担金に關しては附則第二項中「昭和三十一年度」とあるのを「昭和三十一年度」と読み替へて、昭和三十一年度までの国庫負担金に關しては同項中「昭和三十一年度」とあるのを「昭和三十一年度」と読み替へて、それぞれ同項の規定を準用する。

理由

義務教育諸学校の教材費についての国の負担率及び負担額の限度を引き上げるため、義務教育費国庫負担法の所要の改正を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和三十一年度約六十三億円、昭和三十一年度約六十九億円、昭和三十一年度約七十四億円の見込みである。

公立高等学校施設費国庫補助法案

公立高等学校施設費国庫補助法案

法

第一条 この法律は、公立の高等学校の建物の建築に要する経費の一部を国が補助することとし、もつて公立の高等学校における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高等学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校及び特殊教育諸学校(同法に規定する盲学校、聾学校及び養護学校をいう。以下同じ)の高等部をいう。

2 この法律において「建物」とは、高等学校の校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。

(国の補助)

第三条 国は、次の各号に掲げる経費について、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

一 公立の高等学校(特殊教育諸学校の高等部を除く。以下第二号において同じ)における校舎の不足に基づく不常授業を解消するための校舎の新築又は増築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ)に要する経費

二 公立の高等学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費

三 公立の特殊教育諸学校の高等部の建物の新築又は増築に要する経費

(経費の種類)

第四条 前条各号に掲げる経費の種類は、本工事費及び附帯工事費(買取その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買取費とし、以下「工事費」と総称する。)並びに事務費とする。

(工事費の算定方法)

第五条 第三条各号に規定する建物の新築又は増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、生徒一人当たりの基準坪数に当該新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該高等学校の生徒の数(寄宿舎にあつては、収容する生徒の数)を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建築の単価に乘じて算定するものとする。

(生徒一人当たりの基準坪数)

第六条 前条の規定により工事費を算定する場合の生徒一人当たりの基準坪数は、高等学校(特殊教育諸学校の高等部を除く)又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模の高等学校においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める生徒一人当たりの坪数とし、政令の定めるところにより、当該高等学校の生徒の数(寄宿舎にあつては、収容する生徒の数)、当該高等学校に於ける一学級の平均収容生徒数、当該高等学校の学科の種類又は当該高等学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を行なうものとする。

(一坪当たりの建築単価)

第七条 第五条の規定により工事費を算定する場合の一坪当たりの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該新築又は増築を行なう

とする時における建築費を参しやうとして、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(工事費の算定方法の特例)

第八条 第五条の規定により工事費を算定する場合において、当該高等学校の校舎の保有坪数のうち教室に使用することができ得る部分がきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、生徒一人当たりの基準坪数に基づく新築又は増築後の校舎が生徒の教育を行なうのに著しく不適当であると認められるときは、当該保有坪数のうちから政令の定めるところによりその一部を控除した坪数を保有坪数とする。

2 鉄筋コンクリート造りの建物に

関しては、第五条の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当たりの建築の単価に乘ずべき坪数について、政令の定めるところにより、補正を行なうものとする。

(事務費の算定方法)

第九条 第三条各号に規定する建物の新築又は増築に係る事務費は、第五条から前条までの規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(都道府県への事務費の交付)

第十条 国は、政令の定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基づいてこの法律の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(本校及び分校)

第十一条 この法律の適用については、本校及び分校は、それぞれ、一の学校とみなす。

附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

理 由

公立の高等学校における教育の円滑な実施を確保するため、国が公立の高等学校の建物の建築に要する経費の一部を補助することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二百九十一億円の見込みである。

○山中(憲)議員 たいだいま議題となり

ました義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

すべて国民は、ひとしく教育を受ける権利を有し、義務教育はこれを無償とする、これは、日本国憲法第二十六条に明らかに規定されている条文であります。しかるに今日における義務教育の実態は、教育予算の不足が、教材教具の不備を生じ、教育の資質向上を阻害し、一方教育費の父母負担が年々増加することに伴い、家庭収入の差異による教育の機会均等が失われているのが実情であります。一昨年十一月文部省が発表しました「わが国の教育水準」によりまして明らかになりました、義務教育学校教育費のうち、小学校については三六・二%、中学校については三

四・六%が父母負担によつてまかなわれていたのであります。

以上のごとき実態からいたしまして、父母負担のいかにが、学校教育費に大きく影響しているわけで、文部省発表の「わが国の教育水準」にも明らかにされている通り、地域別に見られる児童生徒の学力の差異はこのような結果に基づくものといわなければなりません。このような実情にかんがみ、義務教育の円滑な実施と、教育の資質向上並びに機会均等を促進するため、今回の法律改正を提案する次第であります。

以下改正法案の内容について概略を御説明申し上げます。

まず第一は、教材費国庫負担の児童生徒一人当たり単価を本法に規定し、その引き上げを行なうこととあります。

第二は、昭和三十七年度より三十九年度までの三カ年計画をもつて実施することとしたこととあります。

以上がこの改正法案を提出いたしました理由及び内容の概略であります。何とぞ、慎重に御審議の上すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。次に公立高等学校施設費国庫補助法案について提案の理由を説明申し上げます。

世界及び社会事情の急速な変化と技術革新に長期に対応し得る基礎学力を養い職業に必要な教育を広く国民に実施するため、各国が後期中等教育、高等学校教育を重視し、特に先進諸国においてはこれを義務制化しようとしている。ところがわが国の高等学校は、その数においても、施設、設備においても不足、不備であつて、老朽校舎の改築すら十分に行なわれていない

状態であります。特に生産技術の進歩、農業生産の社会的技術的発展の必要に伴い、国民が一そう高度の生産教育の必要に迫られているから、高

校進学希望者は増加し、その上、昭和三十八年以降の中学校卒業生数の激増を目前に控えて、公立高等学校の増築、新設は都市、農山漁村を問わず、不可避となっております。他方、地方財政は、国の財政に比べ相対的に縮小してきており、特に都道府県の財政格差もまた相当大きなものがあります。高校改築、増築、新設を都道府県まかせに

放置する場合には、高等学校の改築、増築、新設が不十分となるのみならず、都道府県によつて高等学校教育の機会均等は著しく差を生じ、国民の中等普通教育に対する希望は十分に満たされがたくなるおそれ十分にあり

ます。以上のような次第から、その最も財源の必要とされる建物の建築に関する経費をとりあえず国庫より補助することが必要と考へるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○濱野委員長 次に学校教育に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。高橋英吉君。

○高橋(英)委員 一般教育行政のことについていろいろ御質疑をしたいのですが、野原君があとから緊急重大な質問をしたいというので待ちかまえておるらしいですから、私は緊急な問題、すなわち高等専門学校の問題について四、五簡単に、原稿によつて明瞭に質問いたしますので、大臣その他においても

一つ簡単に、しかし明確に御答弁を願いたいと思ひます。

第一に、高等専門学校は第七十条の三により、工業に関する学科を置くとなつてゐるが、将来法律改正により商業科、農業科その他の学科を置く意図や含みがあるのではないかと、このことではあります。まずこの点についてお伺いしたいと思います。

○荒木国務大臣 御指摘の点は、制度として御案内の通り学校教育法という学校体系を定める法律の一部改正といふことで御審議、決定をいただいておりまして、従つてその建前から申しますと、ひとり工業に限らずほかの部門につきましても設け得る、制度上はそういう趣旨にはなつておりますが、しかしこういう新しい制度を創設するにつきまして、現実運用面においてはあくまでも社会の要請の度合いによつて判断すべきものと心得ますので、その意味からは目下最も熾烈な要望を注がれておりますところの工業に限つて高等専門学校を置くという趣旨を、法律に明確に限定して御決定をいただいておる次第でございます。理論上はほかにも及び得るわけではございませんが、それはあくまでも固あ

るは社会の要請にこたへて国会の御決定を待つて、かりにいたすとしても処理すべきもの、そういうことに考へておる次第でございます。

○高橋(英)委員 これは官房長からお答え願つてもいいと思ひますが、今の大臣の答弁によつて相当はつきりしたとは思ひますが、本来なら今度の改正法案に、まず表題といふ表題をつけ、た方がいゝな疑いを招かないでい

いのではないかと、いふ説も盛んにあつたわけですが、ところが何か法文作成の慣例上といふか、そういうふうなものは今大臣が言われたような高等専門学校というふうな、ひとり工業ばかりではない、ほかの職業課程の学校も包含するが、ごとき疑いを持たれるおそれのある、そういう表題を作らなければならなかつたこと、理由、こういうことについてはいろいろ御説明願つておつたようにも思ひますが、ちよつと頭が悪いものだから忘れまして、この点について一つ明快なるお答えを願ひたい。

○天城政府委員 今大臣のお答えでも触れましたけれども、学校教育法は現在小学校から中、高、大学あるいは盲ろう学校等の学校制度を定めた法律であります。このたびの高等専門学校もこの学校教育法の一部改正という形をとつたために、学校制度としては五年制の高等専門学校という制度を設けるという形をとるのが法律の建前からいって適當だ、こう考へたわけでありまして、第五章の二として、高等専門学校という新しい形の章を起したわけでございます。内容につきましても七十条の三で工業に関することをはつきり規定した、こういう形、ある意味では法律の体裁上の問題、学校教育法全体の考へ方という点から考へて、御承知願ひたいと思ひるのであります。

○高橋(英)委員 その点は大体了解いたしました。さらに第二点として、非常に重大な問題ですから、これは大臣からお答えを願ひたいと思ひます。私立の工業関係の短期大学で希望のあるものは、付属の高等学校と短期大

学の教育課程を連関せしめて一貫的教育を実施し、中級技術者の養成を行なうことができると思ひますが、このような措置を政府は考へるべきではないかと思ひますが、その点に対する御意見を伺ひたい。

○荒木国務大臣 御質疑の点は私も同感でございます。そういう短大に高等学校を付属せしめるというやり方で、そうでないよりもっと適切な徹底した教育が行なわれることが望ましいと存じておりまして、それに対する適當な措置を講じたいと存じております。

○高橋(英)委員 そうすると、その適當な措置といううちには、たとえば大臣通牒といふか、次官通牒といふか、そういうふうなものでそれぞれ関係方面に御通牒を出していただくというふうなお考へはありますか、どうですか。

○荒木国務大臣 仰せのような措置を、方法としてはとるべきだと存じます。

○高橋(英)委員 とるべきだと存じますで大体わかつてはおります。われわれはよくわかつてはおりますが、ぜひこれは一つとつていただかなければならぬといふわれわれ自民党の議員の総意ですが、ぜひ一つこれをこの改正法案が成立しました直後にお願ひしたいと思ひますが……

○荒木国務大臣 その通りにいたします。

○高橋(英)委員 それから第三のお伺いですが、私立の高等専門学校に対する助成、あるいは工業に関する私立の短期大学で、高等専門学校に転換せずそのまま存続するものに対する助成

を、どういふふうにお考へになつておりますか、これを伺ひたい。

○荒木国務大臣 今御指摘の点は、予算措置として、大学につきましては、十分でございますが、一応の措置をいたしております。私立の高等専門学校といふものがございまして、法案が国会を通過しませんでしたら、決定的にはむろん申せませんが、決定いたしました実施は来年度からのことになつておりますので、その予算措置も当然来年度以降の問題として善処いたしたいと考へておるところであります。

○高橋(英)委員 たとえばただいまの助成問題ですが、これは現在において、私立大学については理科特別助成金といふものが支出されておるといふふうなことになつておると思ひます。従つて短大に対しても、普通の大学に對してもこの特別助成金は支出になるというふうなことになると思いますが、高等専門学校に對しては、今言われました三十七年度からの助成といふことは、やはり私大理科特別助成金と同様なものをやつてほしいといふことをわれわれは希望するわけですが、大臣はどうお考へですか。

○荒木国務大臣 ただいま申し上げました通り、来年度以降の予算措置の課題でございますから、具体的にはつきりむろん申し上げられませんが、ぜひとも、御指摘の通り大学についてとつておき、このことに準じて措置をするこ

とにならうかと考へております。

○高橋(英)委員 それからやはり短大の問題ですが、短大の恒久化といふことが問題になつております。この問題については、文部省当局では常に、大学制

度については現在中教審の方へ諮問をしておるから、その回答を待つて後に態度をはっきりしたいというふうに言われておりますが、現在でもそういうふうなお考えですか。

○荒木国務大臣 その通りでございます。この前の委員会でもなにかから類例の御質問がございまして、お答えした記憶がございまして、今の学校教育法によりますれば、短期大学は当分の間ということになっておると存じます。当分の間となつてはありますが、短大それ自体の実際のありさまはどうかといへば、実施されて十年以上たちまして、それぞれ特色を発揮しつつ、社会の要請にこたえており、独自の存在理由があると私は考えるのでありまして、その意味においては恒久的にこの制度は存続すべきものと私は心得ております。ただ、今も御指摘のありましたように、大学制度一般について中教審に諮問され、審議されつつありますから、その結論がどう出ますか、その結論が出ました場合には当然尊重する立場に立たざるを得ないと思うのでありますが、その意味では中教審の答申待ちの意味もございまして、ございまして、それ以前に、私の考えを率直に申し上げれば、ただいま申し上げたような気持でおる次第でございます。

○高橋(英)委員 大臣の御答弁一々得心がいくような御答弁で、質問者といひましたも非常に愉快でございますが、あと二点ほどお伺いしたいと思ひます。

○高橋(英)委員 大臣の御答弁一々得心がいくような御答弁で、質問者といひましたも非常に愉快でございますが、あと二点ほどお伺いしたいと思ひます。

○高橋(英)委員 大臣の御答弁一々得心がいくような御答弁で、質問者といひましたも非常に愉快でございますが、あと二点ほどお伺いしたいと思ひます。

○高橋(英)委員 大臣の御答弁一々得心がいくような御答弁で、質問者といひましたも非常に愉快でございますが、あと二点ほどお伺いしたいと思ひます。

○高橋(英)委員 大臣の御答弁一々得心がいくような御答弁で、質問者といひましたも非常に愉快でございますが、あと二点ほどお伺いしたいと思ひます。

○高橋(英)委員 大臣の御答弁一々得心がいくような御答弁で、質問者といひましたも非常に愉快でございますが、あと二点ほどお伺いしたいと思ひます。

関し、私立学校法に規定する事項をも調査、審議することにしてはいるが、別に私立高等専門学校審議会を作るべきではありませんか。この点に対する御意見を伺ひます。

○天城政府委員 私立高等専門学校の設置と、これを設置する学校法人に關しまして私立学校法に規定する事項とは、非常に關係が深いわけでありまして、両者を同じ審議会で審議することとができるように、今度の案で考えたいわけでございます。もちろん、高等専門学校審議会の組織、運営につきましては、私立学校法の趣旨を十分生かしていけるように、実施の上で配慮したいと考えております。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

○高橋(英)委員 運営の面で、私立学校關係に対しては特に留意するというようなことだと思ひますが、それよりも、別の審議機關を設けた方がいいというふうな意見もありませんか、この点一つ慎重に御考慮を願ひたいと思ひます。

います。こう言っております。あなたがピリオドを打つのだといって出された声明書を見ると、あなたは何にも誠

意ある措置を講じなかつた、勧告に對しては完全に放擲といつては言い過ぎかも知れませんが——検討したかどうかは知りませんが、反応というものはつい見せなかつたといふことであります。そこで、この委員会では慎重に検討しなければならぬとおつしやつておりながら、誠意ある措置を講ずることのできなかつたのはどういふところにございますか、文部大臣の御見解を承りたい。

○荒木国務大臣 今、野原さん御指摘の通りの趣旨のことをお答えをしたと記憶いたします。そのときも申し上げたと思いますが、元來科学技術庁長官の勧告は、技術革新の社会的、国家的必要性に応じて科学技術者の育成措置といふものが十分でない、だから將來にわたつて遺憾なきを期するようにがんばれといふことが勧告の最も中心点であらう、こう受け取つておるのであります。その意味で慎重に誠意をもつて検討せねばならないと、勧告を受けまして以來今日も考え続け、誠意をもつてその措置対策を検討いたしつゝある段階であります。政府として、文部省としてなすべき一番大きな主眼点は、予算措置を必要とするものはいかなる予算措置を今後にとるべきであらうか、そのまた根拠として、あるいはまた將來の対策として、立法措置を必要とするならば、その立法措置はいかなるものがあつてどういふ内容であるべきであらうかといふことを検討することが勧告の一番大きなねらいと心得ます。そういうことで三十七年度の予算を中心に、さらにまた次の通常国会を目ざしまして十分に検討を加えて遺憾なきを期する、一歩でも前進する

努力をすることが忠実に勧告の趣旨を生かすゆえんだと受け取り、かつ今でもそう思つております。主眼点はまさしくその点にあると心得ます。

誠意ある態度を示さないという言葉は別として、そういう点に触れておられるのは、想像しますに、三十七年度を含めて十分考へるという勧告の趣旨もあつたと思ひますが、その三十七年度については、当時すでに三十七年度の予算案は審議中でありました。衆議院を通過して参議院段階で御審議中でありまして、予算措置を必要とするものは、池田内閣としては国会に對しまして正式に意思表示をし御審議を願つておる。だから三十七年度に予算措置を伴わないで何か具体的な有効な措置があるならば検討しろといふ趣旨のことがあつたと記憶します。その点について具体的な結論がまだ出ておらないことは事実でございます。その点を特に指摘されたと思ひますが、それにつきましてもむしろ最終的結論は出し得ないでおりますけれども、自來今日まで慎重にかつ誠意をもつて検討し続けておることは事実でございます。従ひまして私は文部省としては、勧告を受けましたそのとき以來今日まで誠意だけは尽くし続けておると考へておるのであります。勧告された側で具體的結論がでませんために、三十七年度の予算を伴わざる措置についてそういう御指摘があつたのだといふふうに受け取つておる次第であります。

○野原(覺)委員 三月十一日に勧告が出されたときには、文部省の事務當局の見解として、かなり強硬な態度で池田長官の勧告に対する反駁が出されたのであります。これは文部大臣の見解であつたのかどうか知りませんが、具體的に指摘をして相当出たのであります。私はその当時の新聞記事をここに持つておりますが、これはすべての新聞に掲載されたので、おそらく記者会見においてその反駁が文部事務當局から出されたものではないかと私は思ふ。ところが今度の説明書はあの勧告書とは違ひます。これは相当手きびしく攻撃をしておるのです。池田長官に言わせれば、おれが勧告したのに何らの誠意ある措置も講ぜぬじゃないか、今日に至つたことはきわめて遺憾にたえない、私はこれ以上の激しい非難攻撃はないと思ふ。これに對して文部省は沈黙しておられる。うんともすういふことを考へ方といふものが今日の文部行政を誤らしておるのじゃないかと思ふのです。荒木文部大臣に信念があるならばなぜ反駁しないのですか。あなたは一國の文部の長官です。文部大臣です。日本の國の教育を預つておる人だ、荒木萬壽夫個人が攻撃されたのではないのです。文部大臣が池田長官から勧告をされたのに、何らの誠意ある措置を講ぜず、きわめて遺憾にたえぬじゃないか、こう言われて、一言も論駁をなさらないといふのはどういふわけですか。これは記者諸君を通じて説明書が出たのです。これに對して一言も論駁をしないといふのは、おそろしく長いものには巻かれろ、あの池田といふやつはうるさいやつだから、もういいかげん相手になるな、こゝろ考へてあるとすれば、私は許しがたいのです。私は事教育政策に對しては、意見の相違はあつてもいいと思

います。もし長いものに巻かれろとか、ああいうような圧力を加えてくるものにはもう反駁するな、うるさいからいいかげんにしておけ、こゝろ考へようという考えで國の文教政策が進められるといふことになれば、私はこれは実はゆゆしいことだらうと考へます。この点文部大臣はどうお考へになりますか。

○荒木国務大臣 先刻も申し上げました通り、当初の御質問にお答えしましたとき以來、同じ考へておりますが、今も申し上げました通りでございます。それは繰り返して申し上げます。池田長官の勧告は、あくまでも技術革新の國家的要請に備へて、現状では將來が思ひやられる、遺憾なきを期せよといふ点に、勧告の趣旨の百のうちの九十九の重点があつたと私は受け取るのであります。従つて、今度の説明にいたしまして、そういう趣旨の勧告について、一応の勧告のケリをつけるという長官自身の見解が表明されたことを受け取るのであります。それは先刻も申し上げた通り、予算については三十七年度以降立法措置を講ずるとしまして、常識的に考へて、次の通常国会にたさざるを得ない。そういう課題にながらる事柄が問題の勧告の實質の大部分を占めるはずでございますから、そのことを真剣に誠意を持って受け取つて、取組むといふことで、勧告の大部分の趣旨は達成されつゝあるという状態だと私は理解をいたします。さらにまた、野原さんも御指摘の通り、勧告の第一義的な目標ではないにいたしまして、結果的には科学技術者の養成が重大課題であるといふことを一般國民にも理解するに役立ったといふこともあわせまゐると、そのことで私は勧告の趣旨は生きておる、大部分の趣旨は透徹される段階に進行を始めておる、また始めますべきである、われわれが受け取り、努力することによつて、勧告の趣旨にこたへ得ておると私は存じております。池田長官の説明の用語の激烈である、ないといふことは第二義的なものであつて、その含まれておる趣旨をまじめに、まともに受け取り、勧告の趣旨を生かすことをおがわれわれのなすべきこと、こゝろ心得ておりました、憤慨したこともなければ、反駁を加へねばならぬとも毛頭思つておりません。当初事務當局が数字的に何かを言つたようですけれども、あれは私の意思ではありません。数字そのものとして、文部省の持つておるものに立脚して、記者諸君の質問に答へたことがあつたらうと想像いたしておりました。何もあれにのき以來反駁するなどという考へは、文部省としては、ございませぬことを申し添へさせていただきます。

○野原(覺)委員 重ねてお尋ねいたしますが、私は文部省の見解については、今のあなたのお考へ方については不満ですから、その点は逐次明らかにして参りますが、大事なことであります。繰り返してお尋ねしておきますが、あなたはこの説明書に書かれておる、文部省のこつた態度はきわめて遺憾にたえないといふのを甘んじてお受けなさる、こゝろいふことですね。

○荒木国務大臣 遺憾にたえないと、勧告をした長官として感じられること、そのことにかれこれ申し上げる必要はないと、こゝろ考へます。あくまでも先刻申し上げる通りに、権限に基

が、私どももいたしましては、産業界
や研究所における業績、あるいは経験
についても従来相当配慮せられておる
というふうに考えておつたのでござい

増員を行なわなければならぬ、従つて相当数の教員の需要が見込まれるわけでございますので、その対策といたしまして、実務の経験の非常に豊かな産業界等の人で適當な人がありますれば、そういう人もやはり教官になり得るようなことを考える必要があるのではないかという現在の考え方でございまして、この基準の内容についても、ただいま検討中でございます。

○野原(覺)委員　いは、「校地の面積は、原則として校舎面積の六倍以上を、私立大学の場合には必要とする」としかる

に、国立大学においては三割程度である。この見解はいかがですか。

○小林(行)政府委員　これは大学設置基準によりますと、原則として校舎面積の六倍以上を必要とするということになっておりますが、ただ私大の場合

におきまして、たとえば大都市等々、学校の所在地の近隣に新たな校地を確保することが困難であるというよう場合におきましては、この六倍という基準は現在においても相当緩和して適用をいたしておるわけでございまして、

りません。

○野原(寛)委員 池田科学技術庁長官は池田長官としての見解であるし、その見解に基づいて勧告を出したのでもあろう、この勧告は絶対的に正しい、間

違ひのない勸告だとは私も思つていた

いのです。これは人間の出す勧告です。科学技術庁長官といえども勧告を出すけれども、その出した勧告が絶対に正しいとは思っていない。あるいは文部省の見解が正しいのか、あるいは文部省の見解が正しいのか、具体的な池田長官の勧告の中に示してあるこの意見について、文部省の方をなぜ文部大臣は池田長官に示さないのか、表示しましたか。このことについてはおれはこう考へる、文部当局はこう考へる、アメリカとソビエトの条約のやりとりじゃない、交渉のやりとりじゃないのです。あなた方二人は池田内閣の閣僚じゃないですか。だから君は勧告を出したけれども、文部当局はこう考へるんだと、なぜさくばらん話し合ひが事文教政策においてできなかったのか、文部大臣のお考えを聞きたい。小林局長の言われたような考え方を認める認めないは別に、そういう考え方があつたらば、積極的にあなたは——誠意ある措置を示されない、遺憾にたえないと罵倒されておるのです。けなされておるのです。だからそういうことがないために、あなたの見解を積極的に示すべきではなかったか。これは回答を要求しなかつたからやうなかつたといふ、私はあまりにしゃくし定規的な考え方だろつと思ふ。なるほど科学技術庁設置法には回答を要求する権利も、第十一条の二項でございすからあります。それがこないから文部省はやらぬのだといふことであるならば、これはどうもはなはだおかしい話です。こういう技術者養成の不足を緩和するところの問題でございすから、進んでもつとひざをつき合はし

た話し合いというものがあつてしかるべきものじゃないか。実は私は、党の方針としても、過日の予算委員会でも取り上げるつもりでございす。一体こういうことで池田内閣はいいかどうかといふことを私は総理にたゞたいて考へておつたのです。本日残念ながら総理を呼んでもなかなか参りませんから、私はここで遺憾ながらお二人にたゞしておきたいのでございす。小林局長のたゞたいた見解、考へ方を文部大臣は科学技術庁長官にかつて示したことがあるかないか、いかがですか。

○荒木国務大臣 勧告者たる池田長官には話したことはございせん。と申しますのは、しいて反発せんがために話してないといふことでは毛頭ないのでありまして、長官の権限に基づく勧告というものは、ある課題で団体交渉でもするという問題でもない、私は心得ておるものであります。それは先刻も申し上げましたが、日本の技術革新の時代に立つての日本の将来を憂へて、これではいかぬ、ことだけの問題じゃない、三十七、八、九、十、——所得倍増だけ考へましても、十年間の将来にわたつて遺憾なきを期せよ、十年で終わるのじゃない、さらに次の十年、あるいは永久の将来を考へて遺憾なきを期する心算をもつて十分に善処しようといふことが、私は勧告の主眼点であると思ひますので、その勧告を契機として、今までより以上に、慎重に万全の措置を講ずべく努力するといふきつかけを与えてもらつたことで、勧告の趣旨は、私は大部分達せられる筋合いのものと心得ておりますので、何も勧告が出たから、おつとり刀

で十分検討もしないことを池田長官に答へるというものが勧告の制度、もしくはその趣旨ではないと理解いたしておるのである。

今政府委員からお答え申し上げましたのは、当該担当局長として、勧告の趣旨を尊重して、検討し始めている中間的段階を御披露申し上げたことと私は理解いたします。私が、文部省として最終的にどうあらねばならぬ、あるいは最終的にはいかに判断を下した最終結論では毛頭ないのであります。ことに設置基準にいたしまして、勧告があつたから、直ちに變更するという性質のものではございせん、野原さんも万々御承知のように、いつかお申し上げたと思ひますが、新しい学校制度が発足をしました直後は、私学においても千差万別でありまして、中には、言葉が過ぎるかしれません、いかにわしい大学もあつた。それでは私学全体の名折れだからという考へ方に立つて、大学といふものはかくあるべしという基準がなければいかぬといふことを、私学みずから発意において検討され、決定され、それを基準に、大学のいわば設備内容、その他質の向上のために自肅さをしながら運営されて参つた。そのことを制度化する必要があるという段階になりまして、その内容それ自体が文部省令という形で大学設置基準として確立され、それに基づいて官公私立を差別することを絶対に許さぬという厳肅さをもつて、そのものさしで設置の認可ないしは法律に定められております事柄等を処理して参つておるわけにございまして、それ自体が私学みずから見識に発するものでございす。あ

くまでも大学の内容を充実していこう、質の向上をはかつていこうという趣旨のもので、一朝一夕にできたものではございせんので、勧告の趣旨は十分わかります。いつかお申し上げましたように、設置基準ができましたから、十年以上たつておるとするならば、さらにまた世界的な技術革新の線に沿うべく、あらためて考え直すべし、課題が新たに起こつておるのじゃないか。そのことを大学設置審議会を以て、それを正式に取り入れて、省令の改正という段階にならざるを得ない。ですから国会でいろいろそのことをつつつかれますけれども、事柄の性質上、おのずからかすに時日をもつてし、権威者の方々に十分御意見を承つて、出していただく、設置基準そのものの変更という段階にならうかと心得るのであります。従つて事務当局として、一応こういうことが検討の課題ではなからうかといふことで、設置審議会等に御相談するときの話題の一つを、検討中のその途中を御披露申し上げたと私は理解いたすのでございす。従いまして、慎重に誠意をもつて勧告を受け取り、検討いたしておりますといふ心がまゑと、現実の一人を申し上げれば、以上のごとくでございす。

〔委員長退席、坂田(道)委員長代理着席〕

○野原(覺)委員 私はあなたと見解が全く違ひます。勧告には勧告それ自体の価値があるといふことは、私も先ほど認めたのですが、しかし科学技術庁設置法の第十一条で、科学技術庁の

長官として、各省の行政長官に勧告権を与えておるゆゑのものは、勧告のしつぱなしではないと思ふ。あなたも科学技術庁の長官をかつてやられたことがあるはずで、第十一条をお読みでしょう。第十一条の一項から五項に至るまでの一貫した法文の趣旨といふものをあなたはどう考へになりますか。池田長官は勧告のしつぱなし、荒木文部大臣は勧告の受けつぱなし、私はそう思ふのです。私だけじゃない、おるすべての人がそう見ておるのです。あなたは受けつぱなし、池田長官はしつぱなし。そうしておれば勧告をやつたんだ、おれは勧告をもらつたんだ。そうして今小林局長に言へば、なるほど検討したかも知れぬが、ああいう意見がある。文部大臣は、そういう見解があるならば、なぜそれを科学技術庁長官と話し合はぬのか。また科学技術庁長官はなぜ回答を求めないのか。では、私は池田長官にお尋ねいたしますが、第十一条の二項によつて「必要な資料の提出及び説明を求め、あなたがたはかつて文部大臣に必要な資料の提出及び説明を求めたことがございせんか。

○池田(正)国務大臣 ありません。

○野原(覺)委員 なぜしないのです。私は、あなたの勧告の趣旨を実現するために、文部大臣に対して資料の提出なり説明を求めることが大事だと思ひますが、これをしなかつたのは、どういふわけですか。

○池田(正)国務大臣 私は政治家でありますから、一応の物事に対する見通しを立てて、やつてゐるつもりであり

ます。文部省というところは元来そう
いうところで、こつちから出せといっ
ても、何を出していいかわからぬとい
うような役所でありまして、当てに
ならぬ。そこで私の方で適当にこれは
やる以外にないということでありま
す。

○野原(覺)委員 文部大臣、今の御答
弁に対して、あなたはどうか考えます。
文部省はそういうところですか。資料
を出せと言われても、ろくすっぽな資
料も出せない、当てにならぬというこ
ろですか。これは私は聞き捨てにな
らぬことだと思う。笑いごとではない。
一國の文部省はそういうところであ
るか、文部大臣の見解を承わりたい。

○荒木国務大臣 そういふところでは
ないと思つております。

○野原(覺)委員 私は、この問題は池
田長官が最近世論、世論という言葉を
ありますが、一部の人がごまかして
が、どうもあつた人、勧告権を乱用し
ざるのではありませんか。非難が出てお
ります。これはあなたの党内にもある
ようです。私は個人的に聞いた。それ
から若干さういふ人々もある。しかし
私は、先ほど言つたように、実はそ
うじゃないという見解できたのでござ
います。遺憾ながら池田長官の答弁
を聞いてみると、あなたは十一、三三
に基づいて勧告権の発動をした。ところ
が、この勧告権を発動する前に、二項に
よつて資料の提出及び説明を求めるこ
とができる。あなたは文部省はそんな
ところだと言いますが、池田内閣の文
部省です。韓国の文部省ではない。
ソ連の文部省でもない。日本の文部省
です。あなたの同僚大臣です。そんな
ところであるならば、そんなところで

あるようにあなたは閣内においてそれ
をたまたま直さなければならぬじやない
ですか。私は遺憾ながらあなたの答弁
も無責任きわまるものと思ふ。その点
はあなたはどう思いますか。そうお考
えになりますか。文部省はそんなと
ころだ、受けつばなしでほつておくと
いうようなことはいかぬものかと思
ふ。

それから四項によつて——せつかく
勧告を出され、あなたは勧告に基づいて
説明書までここに出されたわけでは
ない。しかもこれは池田内閣の政策の最も大
事な金看板、それを達成するために十
七、四十四万絶対必要である。こ
れは池田内閣としては大事なことであ
る。それが二人で争われてい
るわけではございません。さういふ重
要な問題ならば、なぜこの四項を発動
しないか。四項によれば回答を求める
ことができることになつておる。と
ころが、この四項を発動しない。五項
に至つてはどうかといへば、五項にお
いては、これは閣議を開いて政府の方
針を出すことになつておる。これをな
さらない。私は池田長官が、科学技術
者の養成をしなければならぬ、不足解
消は焦眉の急務だと本気で考へえな
らば、閣議を開いて池田総理に、政府は
なせ方針を出さないか、おれはこうい
う勧告をやつておるけれども、文部省
というところはろくな資料もよう提出
しない。ようなだらしないところなん
だ。だから政府みずから方針を出すべ
きではないかといふことを、五項を発
動したらいかがです。「長官は、第三
項の規定により勧告した重要事項に関
し特に必要があると認めるときは、内
閣総理大臣に対し当該事項について内

閣法第六條の規定による措置がとられ
るよう意見を具申することができ。」と
ありますが、池田長官は総理大臣に
かつてこの問題について意見を具申し
たことがあるかないか、これを尋ね
します。

○池田(正)国務大臣 そういふ具申は
やつておりません。というのはいささ
も若干触れましたように、おおよそ政治
家が行動を起こすときには、大體の見
通しに立つてやらねばならぬといふもの
をかりに出しても、その結果はただ単
に閣内の意思が不一致のような格好が
出たりいろいろなことになりまして、
これはまずいのでありまして、要は私
の勧告の趣旨が貫徹されることが最大
のねらいでございますから、さういふ
意味で私は出さなかつたわけで、実利
をとつた、こゝろいふに私は考へて
おります。

○野原(覺)委員 遺憾ながらそれは実
利になりません。私はこの点はあなた
にも落ち度があると思ふのです。あ
なたが第三項によつて勧告権を発動す
るならば、二項なり四項あるいは五項
というその他の項も、これは考へてお
くべきなんです。だから私は、池田長
官は勧告権をもてあそんだといふ非難
に対してあなたは論駁できないと思
ふ。せつかく法律が第十一條で与えて
おるその他の権限をあなたは行使しな
い、勧告権だけ、三項だけ出してお
る。といふことは、勧告権の乱用だと言
われても、あなたは反駁できませんよ。
そこで次にお尋ねをいたしますが、
この説明書であります。「幸い、各
私立大学においては、勧告の趣旨に
のつとり本年度は定員をはるかに越え

て増加入学せしめたので、勧告の趣旨
は事実上前期の目的を達成したもの
と認められる。」とあります。そして今
長官の御答弁をお聞きしますと、八千
人くらいは定員外の入学があつただ
ろう、こゝろのことですが、文部大臣は
この教を御承知ですか。いかがです。

○荒木国務大臣 大よそさういふ見当
かとは思いますが、正確には把握いた
しておりません。

○野原(覺)委員 そうすると八千人の
定員外の入学があつた、あるいは増員
入学と申しますが、それがあつたとい
ふことは、これに伴つて学科が大学
においては新設されておるのではな
かりかと思ふのですが、池田長官はこ
の辺をどうごらんになりますか。

○池田(正)国務大臣 学科の新設は、
さういふのはないはずであります。し
かし文部省に届出して、近く学生を募
集して入学させるといふ計画は現在あ
るはずであります。これが約三千人く
らいになつておると思ふ。それでさ
う八千人と三千人加へますと一万一千
人になりますから、さういふ意味で私
は先ほど来私の大體の目的は達成され
た、こゝろいふことを申し上げておるの
であります。

○野原(覺)委員 そういたしますと、
これは局長でけつこうですが、当初三
千四百何名の増員入学を本年度は認め
ましたね。さうなると定員外入学が八
千名、そのほかに文部大臣に対する届
出によつて増加入学する者が三千人と
いふことになれば、本年度の理工科系
の大学に入学する増員は結局一万四千
名を越える、このように考へてよろ
しうございませうか。

○小林(行)政府委員 三十六年度の大
学設置の認可の状況を申し上げますと、私
立大学の理工系の学生の増員数は、正
規に認可になりましたものが、大学に
つきまして千五百五十人、それから短期
大学について二百十人、合せて千二
百六十五人が三十五年度の学生増員と
して承認されたものでございます。

なお八千人という数字は、実は三十
六年度の全国の理工系学生の入学の実
際状況は現在調べ中でございますが、
て、まだ的確に調べておりませんが、
三十五年の実績を申し上げますと、多少数
字のこぼれはありますが、さういふ意味で八千人といふことを仰
せられたのではなかりかと思つてお
ります。

なお、先般本年度において今後さら
に増員の希望があるといふことを表明
されました学校の数は、文部省が私立
大学の当局者においてを頼りまして実
情を調査いたしました結果でございま
すが、千三百四十といふ数字が出てお
ります。

○野原(覺)委員 私は具体的な数字を
聞いておるのです。さういふことは
と、昭和三十五年度に比べて、これか
らその届出によつて増員するものをも
含めて何名の増員になるわけですか。
○小林(行)政府委員 先ほど申しまし
たように、三十六年度の理工系学生増
員として正規に認可を受けましたもの
が千二百六十五でございます。これは
前年度に比べて当然増加するものでご
ざいます。それから実は大学側の方
から増員したいといふことで学生増員
を届出したものが、全体として
二千八百八十でございます。この合計が

正式に定員増として増加になるわけでごさいます。それ以外に定員を上回って実際入学されておる数につきましては、三十六年度ではまだ調査中で把握をしていないわけでありまして。

○野原(鑑)委員 まことに奇怪千万な答弁ですね。池田長官は数をつかんでいないじゃないですか、八千名増員だ。だから文部省は何も協力しないけれども、私大の協力によって大体系人材養成の目的は達成できるからピリオドを打つのだと先ほど言われておる。ところがあなたばつかんでいない。文部大臣はつかんでいない。これはまことに私は不可解千万だと思ふのです。これは重大ですよ。これはいかげんに聞き流しては困りますよ。科学技術庁の長官が私大の定員外入学の数をつかんで、文部省が知らぬというのは一体どういうわけですか。そうすると私は荒木文部大臣にお尋ねしますが、池田長官が言った八千人というのはでたらめですか。池田長官はこの八千名に信頼をし、それからなお三千名ふえるであらうという確信を持って遺憾ながらこの勧告については打ち切る、こう言つて声明書が出たのです。あなたは何か数を持たぬじゃないですか。それで一体文部行政ができますか。それで一体文部大臣が勤まりますか。科学技術庁の長官が数をつかんでおるのに文部大臣が数を知らぬ、こういうばかんなことは私は了解できない。どういふわけでそうなつておるのか、これは私は聞きのがしできません。文部大臣の見解を承りたい。

○荒木国務大臣 繰り返し申し上げますが、正確に把握できないのであります。これは戦後今日まで毎年同じ状態でごさいますから、程度の差こそあれ、正確な数字はつかみ得ないままに今日まで参つております。形式的に正確な数字と申し上げれば、私立大学の学生定員というものは認可されました数字の累計が正確な数字と申し上げる以外には、正確な数字はつかみ得ないのであります。毎年統計法に基づいて指定統計の報告が出て参ります。これは法律上の義務に基づいて、各大学から出て参るわけでありまして、その指定統計に現れました数字は例年平均いたしまして、認可学生定員の七割増見当になつておるようでありまして。ですから第二次的に一応正確に近い数字と言へば、指定統計の数字だろうと思ひます。そのほか何がしかの、いわゆる俗に言へばやみ定員的なものがあるようでありまして、これは正確に把握できないのであります。もともと克明に各私立大学の学生名簿等をひっくり返しまして監査でもするといふならば、あんなに把握できるかと思ひますが、今の制度から見ますと、完全に何十何人の数まで正確に把握することは不可能に近いような状態でごさいますので、ほんとうの数字はつかみ得ない、遺憾ながら実情はそういうことであります。そういうことであつてはいけなかつてどういふ措置を講じたいいかもあわせて勧告に基づいて検討中のごさいます。

○野原(鑑)委員 池田長官、あなたはどうしてその数字を御承知なんですか。文部大臣がつかめないと言つておるのです。文部大臣がつかめないものをあなたはどうしてつかめるのですか。あなたによれば一万一千——私は何十何

人の相違をついておるのではないですよ。何十何人の違いという、それは正確な数はなかなか容易ではありませぬ。国立の大学——小学校においても、そんなものは容易でないことは私も知つておる。四千人を一万一千人では、あまりにけたが違ふじゃありませんか。池田長官はどうしてつかんだのですか。文部大臣はそれは知らぬと言つておりますが、あなたはこれの一万一千人については確信がありますか。確信があるならば、実はこういう方法でおればこの数字を持つておるということを知りたと言つておりますが、いかがですか。

○池田(正)国務大臣 これはおそろく文部大臣が知らないのがほんとうかも知れません。

〔坂田(道)委員長代理退席、委員長着席〕
それはなぜかと言へば、文部省の官僚は上の方に上げないのです。今局長からは具体的な答弁があつた。私はきくことがつたのですけれども、今文部省に届け出られておる数字は、私は大体三千人と申し上げたのですが、おそろく三千人をオーバーするはずで、それは、私は各大学を一つ一つ調べてみたところ、今大学局長は、自分のところへ来たのは千三十四人だ、こう言つておる。その千三十四人という数字は、その前の段階で各大学から文部省にふやしたいと言つて言つたのです。そのときに文部省は一つずつ学校を呼んで、ちよいとハッパをかけたと。そのときの数字が千三十四人。ところが、今はもうすでにまた変わつてきておる。その変わつて届け出した数字が、大ざつぱに三千人、そういう数字になつておる。それはおそろく局長以上はたな上げされて何も御存じないかもしれない。あるいは局長知つておつてもうそをついたかも知れない。どうも文部省の役人にはそういうくせがあるから、それだけ申し上げます。

○野原(鑑)委員 私は、実は池田長官がこの問題についてはピリオドを打つ、こういうことでもありましたから、実は私自身もこの問題についてピリオドを打とうかなと思つてきようはお尋ねしたので、奇々千万な答弁にばかり接しておりますから、これはますます私はほうつておけなくなつてきた。

そこで文部大臣にお尋ねします。これはいかげんなことじゃない。池田長官だけじゃない、世間の人がおおよそ一万名ぐらゐの増員ができたと思つておるのに、大学の監督機関である文部大臣がその数もようつかまえない、しかも驚くなかれ、一万人も誤差があるじゃありませんか、トータルをとつてみれば、そういうような把握の仕方では一体いいのかわるか。私は文部大臣にお尋ねしたいことは、この定員の増員については、あなたの認可事項ですか、それとも届出事項になつておりますか、それとも報告事項になつておりますか、そのどちらですか、お尋ねします。

○荒木国務大臣 法律上は届出事項になつておると承知いたします。

○野原(鑑)委員 そうすると、届け出があつたのは何名ですか。先ほどの数字ですね。

○小林(行)政府委員 三十六年度において、新たに学生の増をしたということでは届け出のありましたのが二千八百八十人という数字であります。

○野原(鑑)委員 そういたしますと、池田長官の言うその数字は届け出でないことになりまして、届け出ないで定員がふえた場合には、どうなるのですか、文部大臣。届け出ないで定員がふえるんだ。これを黙認するということになれば、正直者がばかを見るで、届け出るようなめんどうくさいことはみんなやめなす。どうなんですか、文部大臣の見解は。

○荒木国務大臣 これは三十六年度のみに限りませんで、先刻も申し上げました通り、戦後新大学制度になりました以来、多かれ少なかれ毎年今と同じような状況で今日たどりつておるものであります。遺憾だと思ひますが、法律制度上届出事項になつておることが、届け出られないことを有効な方法で正確を期する手だてもないままに今日に推移しておると思ひます。先刻も申し上げた通り、これでいいのかという課題も新たに勧告の線からはつきりして参りますから、今後についてその対策も考へてみたいと思つております。

○野原(鑑)委員 この三月三十一日付で文部省大学学術局長小林行雄から私立大学を設置する学校法人理事長、各私立大学(短期大学を除く)長にあつた「大学に係る認可届出事項等について」の通達を私は私拝見したのでございまして、これによると、大学の場合の定員

増は協議事項になっておるのです。文部大臣は先ほど届出事項だと言った。この通達の中身はこうなっている。

一、認可事項、二が協議事項、三が届出事項、四が報告事項、こう分けて、つまり認可事項はこれこれだ、協議事項はこれこれなんだ、届出にはこれこれが該当するし、報告はこれこれだから、今後は一つ間違えぬように遅滞なくやつてもらいたいというのが小林局長の通達なんです。協議事項になっておられます。これは大臣、御承知ですか。届出というのは別に項がある。届出にしないので協議にしている。あなたの答弁は局長の通達と違ふじゃないですか、いかがですか。

○荒木国務大臣 今お答えしましたように、法律の規定に基づいて申し上げれば、届出事項が正確であります。ただし一般に許可、認可の事項につきましては認可条件がつくことが通例でございます。ものにもよりますけれども、学科の増設あるいは定員増ということ、法律上は届出事項ではあるけれども、学部の新設のときに認可事項になつておりますので、定員の問題あるいは学科の問題を離れて、学部の新設についての認可というものは、その実体を失うから、当分の間は認可条件として付記いたしまして、生徒増、学生増、学科の増設等については協議して下さい、法律上の制度は届出事項として届けておられますけれども、条件として、それは協議することにしたという事で、教年来ずっとやつてきておるのであります。

協議するにつきましては、大学設置基準に照らしまして、大学設置審議会の意見を聞きながら、協議にオーケー

を出したりノーを出すというやり方です。今日までできておるのでございます。このことは法律制度論として、少なくとも過去においては適切な措置であつたと私は思います。ですから三月三十一日現在で、各大学にそういう当該局長で念のために通達を出しますことそれ自体は、私は適切な処置だと思ひます。ただ問題は、池田長官の勧告が出された直後に、国会の問題にもなつておるときに、それがそのまま送されたということからいまして、何か他意があるがごとく私学側にとられたことも私は承知いたしております。これは参議院の委員会でお尋ねにあつたので、当時申し上げたことであります。その措置そのものは、法規に照らし、法律論として当然文部事務当局としては念のためになすべきことをなしたことでございまして、それ自体は適切だと思ひますが、タイミングが政治的に考えれば適切でなかつたとは判断いたしております。局長名で出したために、私どものところには相談なしに出されておりますことを遺憾とは思ひますが、それ自体としては、従来もそういう考え方で措置をしておりましたことを念のために通達したにすぎない、こゝろ心得ております。

○野原(覺)委員 文部大臣は私の尋ねたことだけ御答弁いただけばけっこうなんです、私は小林局長のこの通達が適切であるか不適切であるかということの問題にして聞いておるんじゃないのです。定員外の入学とか、生徒の増員というものは、届出事項なのか、協議事項なのか私は尋ねておる。あなたは一番最初に届出事項と答弁をされた。

ところが、通達には協議事項とあるじゃないか。届出事項がなければ協議の中に入るんだらうかと思つて、一枚めくつてみましたら、御丁寧に届出事項は別に書いておりますから、どつちなのか。今の御答弁を聞くと、それは当分の間は協議することが正しいんだ。それで協議事項じゃありませんか。届出と協議は法律上違ひますよ。文部大臣御承知だらうと思ひます。届出と協議は違ひないと思ひます。どつちですか。これは私大事な点です。法律上は届出だ、ところが通達は協議とあるから、文部省の見解としては、生徒の増員、定員増というよりな問題は、学科の増設もともに含めて協議事項という方針ではないかと私は思つておるのです。いかがですか。これは明確にして下さい。

○荒木国務大臣 ただいま申し上げました通り、法律の条文そのまゝの用語でいいますれば、届出事項でございます。しかし純然たる届出事項じゃないに、認可しますときに、学部の新設の認可のときに、当分の間、届出ではあるけれども、扱いは協議ということに届出を処理したいということになつておりますために、それを届出事項という分類に入れておるということでございます。

○野原(覺)委員 そうしますと、この通達をまじめに守つて協議を求めてくる大学もあれば、あるいはまた法律をたてに守つて届出でやつてくる大学もあれば、今度は、そんなものはほうっておけ、認可じゃないんだから、というので何千人も黙つてふやす大学もある。野放しである。黙つてやつたつて

その効果は法律上は無効にはならない。野放しだ。こういうことになる。文部大臣の私立大学に対する監督権の行使というものは、全くこれは何もなくなるじゃありませんか。權威がないじゃないですか。あなたどう考えているんです。こういう通達をどうと出される。先ほど言いましたように、私もこれは池田長官がつかんだ数に正しくないじゃないかと思ひます。おそろく池田長官は各私立大学に照会したに違ひない。それではつきりした数をつかんでおるに違ひない。なぜそういうことをなさらないのです。法律上の形式にとらわれて、文部省にでんとすつて、大学から、事務局から持つてくる紙きれだけを待つておるから、正確な数の把握ができないじゃないですか。一國の文部省が、どこの大学に何名の学生がある、理工系の大学は何人だ、今度の定員増はどのくらいだといふことを積極的につかんでいないじゃないですか。あなたの方は法律をあまりたてにとり過ぎる、規則をたてにとり過ぎるから、だから池田長官から、文部省なんというものは、いろいろ批判が出てくるのではないかと

思ひます。これは届け出た学校もあるでしょう、協議をした学校もあるでしょう、黙つてやつた学校もあるでしょう、どうするんです。これは一体どうするんです。はつきりして下さい。そのどちらを選ぶも御自由だといふ見解ですか。どうなんですか。

○荒木国務大臣 法律、制度ばかりでいくからつかみ得ないというお説でございますが、文部省という行政府は、法律、制度に従つて行動すべきであつて、それ以外のことはやるべきじゃない、これはもう当然のことと心得ます。ですけれども、さつきも申し上げました通り、戦後新制度ができて以来、毎年正確な数字はつかみ得ないままに今日にきております。それは大学設置基準に基づくところの許可ないしは届出事項等、そういう処理の結果がそろつておるので、実情を把握できないという現在の制度そのものに検討を要する点があるであらう。さらにまた一面法律、制度にあることを私学側が忠実に守つてくれないための結果であらうかと一応考えざるを得ない。その両面を考え合わせまして、これではいけないから、今後に対しては再検討をする部分があるならば再検討をしつゝ、私学側とも十分連絡をとりながら改善する措置を講じなければならぬまい、こゝろ思つておる次第でございます。

○野原(覺)委員 私はそういう答弁では納得できません。私だけじゃないです。これは私立大学側は憤慨しますよ。全く方針がないじゃないか。

私は端的にお聞きしますが、法律上は届出事項だ。法律上届出事項ならば、なぜ届出事項だとして指導しないのか。あなたの方は、届け出てきてもそれは違法じゃない。違法というのは言葉が強過ぎますけれども、違反ではない。はいはいと言つて受ける。ところが協議事項だといつて指導したから、その指導に従つて、協議にのびてきて、問題はいい。言うまでもなくこれは問題がない。黙つてやつても問題がないというならば、だれがめんどうくさい手続をやりますか。權威がないじゃないか、見識がないじゃないかと

いうことを私は言っておるんですよ。

今日文部行政に何の見識がありますか、何の権威がありますか、みなめておられますよ、そういうことをやるから……。だれがやりますか。だから一万一千の教員だつて、たつた三千か四千しかつかめぬ。私はそういう不見識な文部行政を追及しておるのです。だから私は、文部大臣に申し上げたいことは、この小林局長の通達を撤回するかどうか。理由は協議事項として通達しておる。法律上は届出事項だと文部大臣が言うのですから、あくまでも法律上の通達を出すべきですよ。それをなぜ協議事項として出したのです。自今三月三十一日の協議事項として出したこの通達を撤回するというなら、私は了解いたします。これは生きておりますか。これが生きておるといふなら、私はなおこの問題を追及しますが、どうです。そうならば届出というものは大臣は取り消さないさ。あくまでも協議でいくんだということを言いなさいよ。撤回かどらです。

○荒木国務大臣 その通達は生きております。法律上届出事項ではございませうが、認可に条件を付するということは違法の措置ではなくて適切な措置であつたと思ひます。ただし今後に向かつて今まで通りに協議事項としてやつていくべきかといふことについては、今までの実績と考へ合わせつつ、現状を掌握しつつ、将来に向かつて検討をすべき課題ではないかと考へて、今検討を命じているところであります。そして設置審議会の意向等も聞きながら、結論が出ましたならば、将来に向かつて協議するという手続は要らないという意思表示をすべき時期は当

然あり得ると思ひます。今は生きておると申し上げるべきだと思ひます。

○野原(覺)委員 あなたがそういう御答弁をするならば私は申し上げますが、文部省の大学事務局の庶務課がこの定員増の事務を扱っている。それで私はこの書類の手続形式を調べてみましたところが、学部学科の増設または学生定員の変更に関する申請書記載様式、とある。届出ならば申請といひかなることです。法律のいろはを知つておるならば、申請は認可にこそ必要であつて、届出に申請という文句を使ふべきじゃない。こういうことをやつておられますか。これは文部大臣はどうお考えですか。あくまでもこの申請が正しいんだとお考えですか。申請といふことで、さも文部省のお許しかなければお前のところの定員はふえぬのだぞ、こういう威圧をかけておるのでしょう。それとも申請と書いておるのはどういうわけです。それでは私が手に入れたこの書式はでたらめかと言ひたい。これは私は大学からもらつてきた。文部省から示されたのは申請書記載様式だ。それで学科と定員、つまり届出事項を申請書と書かせるそのお考え方、これはどういふことですか。

○小林(行)政府委員 先ほど大臣がご答へいたしましたように、学生定員の変更につきましては、法律制度としては届出事項でございますが、従来の事実上の取り扱いをいたしまして、学部の設置認可の際も、学生定員の変更についても、今後協議をして下さいといふ条件がついてゐるわけでございますので、その条件に従つて協議を従来事実上してらつておるのであります

が、私もとしては協議される事項について、言葉はそうおっしゃられれば必ずしも適当でないかもしれせんけれども、従来そういうものについて申請書という言葉を使つておられます。今まで特にこの点について学校側にも異論がなかつたのでございませう。もしこの点について特に検討すべきことがあつたならば、将来十分検討をいたしたいと思ひます。

○野原(覺)委員 文部大臣は、認可とはどういふことか、それから届出とはどういふことか、報告とはどういふことか、協議とはどういふことか、私は法律上のお考え方を待つていらつしやと思うのです。今取り消すとすれば弁をしておりますが、そんないいかげんな答弁に私は納得できません。申請なんというよりな言葉は、認可、許可に對して使つて法律上の用語じゃないやしませんか。事務当局がそういう考へ方をするのは、私は承知できませんよ。どういふんです。申請書なんて書かせるというよりなことは、とんでもないことですよ。申請とか出願とか申し立てといふのは、公の機関である相手方に一定の行為を要求する、または期待する場合に法律では使つてゐるものになつておるのです。これは公文書なんです。公文書ですから、これは法律上の用語でやるべきなんです。それを実は法律上は実態的には届出でありながら申請と書かせる、こういうことが官僚行政じゃないかと仰うのです。これは取り消すなら取り消すと言つて下さい。自今この申請は使ひません、そんな私は了解します。しかしこれをい

いかげんにされるならば、私は了解できない。大臣の見解を承ります。

○荒木国務大臣 法律上届出事項でありまして、先ほど来申し上げましたように、学部認可のときの認可条件として当分の間は学科の増設または定員の増員等については協議して下さいといふ条件を付することは、私は少なくとも過去においては適切であつたらう、こゝろ考へます。従つてそれを適切なりとし適法なりとして考へました場合、届出のときの書式と違つた書式を要望せざるを得なかつたらうと思ひます。その場合に、届出の場合と表現を違へる意味に於いて申請という言葉を使つておると思ひます。申請は何も官僚に對してござり率るといふ意味じゃないし、申し出るという意味合ひに使つて今日まできておるかと思ひます。用語の当、不当を含めまして、検討すべき課題であると思ひますが、特に野原さんに御指摘、おしかりをいたさうと意圖があつたのではなからうと私は思つておるわけでありませう。

○野原(覺)委員 私は何意圖があつたとかなんといふことは言ひないですけれども、これは法律上の用語として正しくないといふことを言つてゐるのです。これはなるほど政策的に、大学を設置する場合に協議事項として条件を付けておつた。今後学科を新設するとか定員をふやす場合には文部大臣と協議をしてくれ、文部大臣は大学設置審議会の意見を聞いてやるかどうかは別にして、とにかく協議をしてもらいたい、はい、よろしうございませう、そういう話し合ひが成り立つて大学ができたんだ、そういう経過、いきさつにかんがみて協議事項でいくとい

うならそれでもよいのです。しかし法律上はあくまでも届出だ。そうならば、たとい協議事項であつても申請という語句は不適當ですよ。つまり法律上の届出なんですから、あなたの意思がどうあつても、大学はやろうと思へばできるのではありませんか。文部大臣はこの定員増については、これはいけないと言つて断ることはできるのですか。大臣の見解を私は聞いておきたいと思ひます。あなたは協議事項なんだからいけない、こうかぶりを振つて断ることができませんか、どうですか。

○荒木国務大臣 別に制裁規定もございませう、拒否することが可能であると思ひません。協議事項等にいたしましたのは、あくまでも大学の、私学の質を低下せしめないようにという配慮からの当時の認可条件であつたと私は思ひますが、それにもかかわらず届出のしつぱなしで現に増員がなされるといふことを食ひとめる方法は制度上はございませう。ただそういうことが行なわれておつたゆえんのものは、今申し上げた大学の質の低下を防ぎたいという本来大学設置審議会の使命とするところの考へ方に立つて、そうなつてきておると存じますが、さらに学科ないしは定員等に関連を持つて、一部の補助金は積算されつつ、大蔵省との折衝のもとに予算措置が講ぜられるといふこととの関連におきましても、実情を考へ実態を把握する意味合ひにおいて、認可条件等もあつたことと思ひますが、従つてそういうこととの関連の勧告の趣旨にもかんがみながら、今後に向かつて十分検討を加へたい。こ

の結論はまだ出ておりませんけれども、検討すべき一つの課題だと申し上げておるわけでありませう。

○山中(委員) 関連して、法律に従ってやるべきだという文部大臣の持論なんです。私学の科学技術者の養成を奨励するという立場から、届出事項を認可と実態は同じような協議事項にしていくということが問題になつておると思うのです。その届出事項そのまゝに法律通りに届出事項にして、そうして定員増になると、大学設置基準という法律の中に何名以上の学生については何名の坪数が必要という法律の基準があるのですから、届出をそのまゝ認めて、あとでその学校の学校についてはこれだけの定員がふえたのであるから、向こう二年後、一年後にこういうふうな設備を増設しなければならぬという通牒、またそれをしなければ取り消しということも可能であり、一方にその設備の増強に対しては文部大臣としても設備の援助計画を立てるということであれば、これは解決するものであるし、そういう御答弁がない限りは私はこの質問は永久に続くと思ふのです。

同時に池田長官が、勧告の目的はこの水増し入学が実現したので目的を果たしたと言つておられるけれども、これは少しも果たしてない。このあとに文部省において年次計画を立てて、その水増しした学生を教育するだけの設備充実計画その他を立てることが確認されない、勧告の目的は果たしてないわけでありませうから、その計画を、文部大臣が届出というふうな法律のすなわち条件に従つて、そうして届出事項を協議事項にしないで認め

たということにして、向こう何年後にこういう設備充実計画を立てるということを確認したら、初めて池田長官が勧告の目的を果たしたのであるし、水増しのままで何らの処置をしなけれ

ば、やみ入学を認めることを目的として勧告をしたのだ、そうして文部省も今後は届出制度を協議事項、さらに認可に近いような方向でやつていくといへば、これは押えていくだけになるといふところに私は問題があると思ふのです。そこで野原委員の質問に対して、文部省の方においては届出制度をそのまま実行して、そうしてそのときにこれこれ干渉しないが、しかし一たん定員を増加したあとについては、大学設置基準という法律に従つて、これ以上の設備を増強しなければならぬ、そういう指示もし、一方に政府としても設備補助その他の増額に努力するといふことで、この行政を、科学教育充実とさすという一つの目標と、大学の質を低下させないという二つの要請を全うしていくといふことがここで答弁できないのですか。私は、できればこの問題は解決するのだと思ふ。大臣、それから長官もついでに、やみ入学がふえたから目的は果たしたという、それが政治家かもしれないが、そんな見識のない政治家はないと思ふのです。もう一度その点二つお答えを願ひたい。

○荒木(国務大臣) 今、山中さんの指摘されましたことは、実は私も同感でございます。内部ではそういうことを申しておるわけでありませう。今までの認可条件で協議事項にしておりますゆえんのもの、それもそういうことになるべきを推察すれば、今、山中さんの御指摘のことを協議という形で、

その都度主義で、届出ではあるけれども、その都度主義で施設設備の充実、質の低下防止ということ念を押すために協議事項になつておると私は推察をいたします。しかし協議事項などということによって無用の刺激を与えることが、むしろ今日では表面的になつてきておることは、時の流れによつて、あるいは私学それ自身が自信を持つてきた、良心的になつてきたといふことの集約された結論がそういう形で現われてきておることも想像いたします。従つて野原さんにもお答え申し上げます。一つとして私は事務局には指摘しておるわけでございます。

さらに蛇足ながら申し添へさせていただきますが、先刻野原さんから申し込まれたが、私ははしかられる値打があると思ふ。それは、定員々々とかやましく言ひながら、実際は定員が守られていないじゃないかという点であります。これは一面私学みずからが良心的であるならば、そんなことはあり得ない道理ですけれども、想像すれば、私学経営の面からする切実な要請でもございませうし、容易ならざる困難さを私学経営には内在しておると思ひますから、そういう実情等も考え合わせてみます場合に、定員と実際の数というものは減耗補充の意味も含めますと、そうそう何十何人の未まで常に的確なものである必要もないという要素もございませう。それにしまして、認可といふこと、あるいは届出にして、それが実態と異なるものでないといふ現実、批評は別として、望ましいことではないのだから、常に文部省と私学はそれれもう何にも随するもの

がないのだというようにありたいとは思は念願するわけでありまして、そうするためにはどうすればよいかという課題として、しかられる値打があると思ひます。制度がありながら制度通りいかないことを、警告も発しなければ具体的措置もしないで今日までできておつたとすれば、その点は私はおしかりを受けてもやむを得ない事柄だと思ひます。ですから今後そういうことがないように、どうすればよいかといふことを含めて、私は誠実に勧告を受け取り検討を加えつつあります、とこう申し上げておるわけでありませう。

○池田(正)国務大臣 実はさつきから黙つて聞いておりました、大学局長も何かまたいいかげんな数字を言つたりしますから、あえて申し上げなければならぬ。私はさつき三千人と言つたのは少し遠慮して言つたのです。もつと多いはずなのです。その数字は申し上げません。それを二千八百、どこから出した数字か私にはわからない。まあそういうことは別として、大学設置審議会、審査会ですか、どつちですか、その構成それ自体が私に言わせるとおかしいのです。文部大臣が諮問する大学審議会の中に——これはついでだから、文部大臣が今大いにしかられてもいい、しかられるのに値するといふて、賢明な方ですからお考えのようですが、おそろしく気がついてないだらうと思ふので、この機会に私申し上げますが、一体審査会に文部次官と大学局長と管理局長と三人入つておる。こういう審査会といふのはあり得ないと思ふ。その構成それ自体がおかしい構成で、そうすれば文部省の意見に従つてみな引きずられます。本質的に

に実態的に、ほんとうの審議会にならぬのです。諮問機関にならぬのです。そういうこともあります。

それからこれは古い話ですけれども、ついでだから御参考までに申し上げますけれども、今から数年前、この大学設置審議会の下に専門委員会というものがあつた。それが各大学を回つて歩く。各大学の連中は何と言つておるかと言ひますと、集団暴力団、とこう言つておる。君のところの学校はまだ来ないか、おれのところはあした来るのだ、集団暴力団だと言つておる。これは文部大臣御存じない。それほど悪質なものです。悪質な実態を私つかんでおりますけれども、それ以上申し上げません。ですから文部大臣からも、この点は十分御検討を願ひたいと思ふ。

それから協議事項、これは私から言うのはおかしいのですけれども、協議事項としていろいろものを十数年間やつておる。それは必要なのであるならば、これは法律を改正すべきです。それをやらないうで、まだ当分々々とか言つておる。しかしこれは文部大臣も今検討中だとおっしゃいますから、一つ大いに検討してもらふといふことでもあります。

さつきから局長の言つておることは、わけのわからぬことを言つておる。私には実際納得できない。しかし私立大学も当然これは今回そういうような措置をとつておる。従つて今後の内容の充実、教育の低下を防ぐという方法等につきましても、これは私も当面指導をいたしまして——文部省は当然行政指導でおやりになることと思ひますけれども、私自身も大いに責任

がございますから、内面指導をいたしまして、質の低下しないようにやっていきたい、かように考えております。

○野原(覺)委員 もう時間もありませんから、池田長官に簡単に尋ねて終わります。あなたにお尋ねしたいのは、増員した私大の理工科系の生徒に対する予算措置なんです、これは三十七年度以降においては当然考えなければならぬかと思うし、あなたの声明の中にもそれがうたつてあるわけですね。

○池田(正)國務大臣 私はそう聞かなかったのですけれども、もしそうだとすればこれは大へんな誤りで、当然これはやるべきです。ただ、率直に申し上げますと、文部省が例年これらに關する予算の折衝をやつて、文部省自体がその予算をとつたことではないのです。これは、悪くいえば圧力団体という事になりますけれども、党の方で大いに努力してとつてきている予算です。

○野原(覺)委員 これは文部大臣どうですか。今の点は、あなたの方でつかんだ数だけの人員を相手にされるでしよう。ところが池田長官としては、この声明の中では、これから文部省のやることをおれは見守つていくのだ、こう書いておるわけなんです、あなたの方は、長官に言わせれば、やはり大学の現実に即した予算措置を考へべきだと書いておるし、文部省は文部省でつかんだ人員分しか考へないということになると、それは違ふのだと言つておりますが、大臣はどう考へますか。

○荒木國務大臣 今の点は、文部省が責任をもつてつかんだ数に基づくのかには話のしようがないと思ひます。今まで私の承知しているところでは、予算折衝をします場合の積算の基礎たる学生数は、認可定員でなくして、さつきも申し上げた統計法に基づいて指定統計として、正式に法律上の義務づけられた立場で私学から出されます指定統計の数字を積算根拠にいたしております。それ以外の数字は制度上から申し上げれば正式に言うべき根拠にはなり得ない。ですから今後指定統計の数字を根拠にやるほかになからうと思ひます。もつとも、そう申しましたからとて、先ほど申し上げたように認可定員といふゆる規定員との誤差が現実にある、それはどうするのだという課題は残りますけれども、それは先ほど来申し上げますようなことで、今後に向かつてそういう誤差の極力少なくなるようなことを私学ともよく腹を打ち割つて相談しつつ、対策は対策として並行的にやりながら、根拠としては指定統計の数字が正式な根拠であらう、こう思ひます。

○野原(覺)委員 池田長官は、勧告をされて、その勧告の趣旨がまだ達成もされないのに勧告についてピリオドを打つなという事は、いささか軽率ではありませんか。これは新聞にはその書いておりましたが、実は私はあなたのこの声明書からはそう受け取つていない。声明書によれば、あなたは大きな関心を持って注目するといふのですから、一応あの勧告については、あれはあのままにしておくけれども、ピリオドを打つたのではない。大きな関心を持って注目するといふことは、あ

くまでも勧告をした科学技術者養成のあの趣旨の実現のためにおれはやるのだ、こう解釈してよろしいですか。

○池田(正)國務大臣 その通りでございます。

○野原(覺)委員 そういたしますと勧告はまだ打ち切られておりません。私もあの勧告の問題はこれで終わつたとは実は考へない。きょうも御二人の間に意見の一致する点があるかと思つて、いろいろお尋ねしましたけれども、どなたがお聞きしてもわかるように、一致した点が少ないのであります。全く考え方が違ふ。根底から考え方の違ひがある。従つてこの問題は私も今後やはり取り上げて究明して参らなければならぬかと思ひます。

池田長官に再々来ていただくのもなれどございますから、この機会にもう一点だけお尋ねしておきたい。新聞によりますと、あなたは科学技術者の待遇改善について人事院に勧告すると書いてありますが、これは具体的内容ができたわけですか。

○池田(正)國務大臣 これは日本の科学技術者の待遇及びその環境が他の国々と比較しまして、決していいとはいへないものであります。従つてこれは改善しなければならぬ、是正しなければならぬと私はかたく信じております。これを勧告の形で出しますか、法的的なものもありますので、そういう何らかの措置をとりたい、かように考へます。

○野原(覺)委員 私は池田長官に要望をして終わりたいと思ひます。勧告のしつぱなしになつてはいけませんよ。あなたも池田内閣の閣僚の一人です

すから、科学技術者の給与の問題について待遇がよくないといふことであれば、まず池田内閣、政府自体が取り上げるべき問題なんです。閣議においてあなたがそれを発言し、政府の方針として待遇改善をやるならやるといふ不動の方針をやはり出さなければならぬと思ひます。なるほど十一條には勧告権をうたつてありますけれども、しかし第十一條の勧告権だけをいたすに振りがさして、先ほど米文部省に対する勧告にしてもさうでございますが、その回答を求めるのか、見解を積極的に聞くのかといふとそれもなさらない。政府の方針も立てない。私はこれでは若干物足りないのです。だからまず池田内閣自身がどういふ方針をとるのかといふことを、國務大臣の一人として、政府の方針を立てない限りは、人事院に幾ら勧告してもこれは実を結ばない。せつかく勧告するならば、その趣旨が実を結ぶような方向で考へべきではないかといふことを要望いたしまして、きょうの質問を終わります。

○濱野委員長 白井君。質問されたので、池田長官においていただくことはめつたにごさいませんが、この機会に一、二簡単に関連質問をいたしたいと思ひます。

池田長官の勧告についてはいろいろの波紋を描いたのですが、しかし世間に科学技術教育の振興といふことの必要性を非常に強調され、また認識を深くさせたと思ひます。ただ出された時期です。三月十一日に出されたのですが、これはすでに予算も三十六年度のあれが通つたといふ時期なんです。その前の予算の折衝の時期にお

て、何かさういふような考へがあつたのか、あるいは何か文部省に対して内部的な交渉があつたのか、そのいきさつを伺いたいと思ひます。

○池田(正)國務大臣 ただいまさういふ質問が与党内から出ることはおそれ入つた話なのであります。しかしいい機会ですから申し上げますが、大体私も、特に私の場合、就任したのが十二月の初めでございます。すでに予算折衝は始まつております。同時にまた自分も就任したばかりで、なれな

いづばい、実は初めはわからなかつた。就任後、年を越してから、だんだん調べてみると、これは大へんなことだ、今十七万人足りない科学技術會議では答申を出しております。現在の

実情から申しますと、十七万人でも足りないといふのが私の見解です。そこでその当時私は大学局長及び文部次官という方々に来てもらつて話をしたのです。ほとんど受け入れてくれないのです。あなたも文部省の中の機構を御存じないかもしれないが、私は時間があればゆつくり御説明してもいいんです。これはなかなか歯が立たない。下の方が一枚岩になつてゐる。歯が立たない。これが実態なんです。

従つて文部大臣も非常に苦心なさつていられると思ひます。これは文部省の古い伝統です。(白井委員)その時期だけでけつこうです。(とつぶや)そこで、その時期は、つまり予算が衆議院を通過してから出さないと政府に御迷惑がかかるということ、私は予算の衆議院通過後、予算がなくなつてもやる方法はあるといふことを強調したわけであ

ります。そこをねらって私は出した、
こういう意味でございます。

○白井委員 予算が通過されてからの
方が政府に迷惑をかけたからとい
うようなことですが、その点は私ど
もから考へるとむしろ逆で、予算のあ
る——もともとも予算編成まじりに御就
任になったからやむを得なかったか
といふことは、今お話を伺ってあれで
すが、私は七月ごろ御就任になったと
思つたものだから、大へん失礼をい
しました。ただ、もう一つ、勧告を出
されての御期待には、相当予算を伴
なければ、やはり納得のいくような
要するに誠意を示したといふか、そ
ういふ結果が出ないのではないかと思
うのですが、その点はどうかと思
う。予算はなくてもできる方法が十分ある
といふことですか、三十六年度にお
いてですね。

○池田(正)國務大臣 これは基本的な
話になりますけれども、つまり大学は
国立と公立と私立があるのです。そ
こで量から申しますと、公立と私立を合
わせると大体七〇％、実体的に。そ
こでなぜ文部省はこの公立と私立に協
力を求めなかったのか、御承知のよう
に公立というのは東京都立とか名古屋
屋、大阪、神戸、こういう有力な府
県、都市であります。従つてこれに對
して科目をふやしてくれといへば、一
つの大学はそれぞれスタッフを持って
おりますから、従つてここに第二機械
科を設ける、あるいは電子工学科を設
ける、最初はしかもジュニア・クラス
の一年生、これを三つ四つやつたつ
て、教授陣にも何ほどの支障も来たさ
ないし、予算はつてわずかなことだ
から、ことはもう予算の編成が済ん

だから協力はできないが、来年からは
できるだけ心配してやろうといへば、
そういう府県、都市が必ず協力して
くれるというねらい——私学も同様であ
ります。私立大学の場合も、そので
きる学校とできない学校があります。

しかし大部分の学校は今では非常に力
ができておりますから、それができ
る。従つて三月の初めを選んでのは、
あのときにすぐやれば、公立でもでき
たんです。しかし、そのうちに時間が
ずれましたから、公立となるとやはり
予算が伴いますから、すぐにはでき
ません。私立のようにはいきません。そ
こで私は私立だけをつかまえた、こ
ういふことがあつたわけでありま
す。このところを、私が私立の肩を持
つてか何となくいふに世間では誤解し
ているようでありまが、そうではな
い。予算を伴わないものでも、話し合
いで、今度は予算の援助はできない
が、国家要請だからやつてもらいたい
といふことでやれば、ことしの四月か
りつぱに公立私立大学でできたはずな
んです。それを今まで文部省が検討
とかいって、何年検討すれば一体結
論が出るのか、私にはわかりません
けれども、しかし最近だいいい方向に
来ておるようですから、これ以上申
上げません。

○白井委員 予算は来年つてやるか
ら文部省の意向だけをやれといふこと
も、責任ある文部省ならば、無責任で
すね。来年から、予算折衝のときに自
信を持って予算をつけて、それで三十
七年度からやるというのなら私はわか
る。ただ今の論争のあれを見ると、三
十七年度のことはまだわからぬので、
これは文部省も相当力を入れるでし

りが、三十六年度のことについて、何
だかまだ非常に満足できない。たとえ
ば私学に對して相当協力を要請する以
上は、やはり予算をつけないで数だけ
ふやせといふことは、私はもしそうい
うことを文部省がやつたらまことに無
責任なことだ、それなら国立学校で、
私学以上にまだ定員がついてるんだ
から、自分の所管の国立でやるべきだ
らう、こういうふうに反響を食うのは
当然だ。そこに三十六年度からやると
いふことについての非常な困難性があ
るのじゃないか、私はこう思うのであ
ります。

それから、この点については文部省
だけに勧告を出しになったのです
か。それとも、たとえば——御承知の
ように文部省がやろうとして、またわ
れわれが私学に對してもできるだけの
ことをしたい、こう思つていても、難
関は大蔵省なんですから、ですから、む
しろ勧告の趣旨も大蔵省あたりにお出
しになることが必要だと思つて
か、どういふことができないものであ
る、そういうわけで文部省だけにこれ
をお出しになったか、その点をお伺
したい。

○池田(正)國務大臣 大蔵省に予算を
今から出せといふことは、これはどう
かと思つたのです。しかし文部省に出
した勧告文は、各省に配つてあります
それから今更つかくの白井さんの御意
見でございますが、どうも文部大臣と
同じようなお考えのようでありませ
んけれども、三十七年からおやりな
されからでいいんじゃないか、私はそ
んなまぬるい事態じゃないと思つて
おる。今日の事態は、一年待つとい
うことは大へんなことです。御承知のよ

うにことしの大学の卒業生の状態を見
ますと、一例を申し上げますが、たとえ
ば東大の理学部が二十三人でしたか——
はつきりした数字は忘れましたけれど
も、物理学科、それに対して三百何十
名会社から申し込みが出ています。これ
はとうていまかない切れるものじゃな
い。現に私の役所が七十五人の理工系
の卒業生が必要なんです。ところが三
十二人しかとれない。今それを調べて
おりますけれども、各府県でこの
は、比較的楽なはずなんです。各府県
の土木課、これはどうなつておるか。
土木課というのが府県にあります。白
井さんの方の千葉にもあるわけであ
ります。千葉県に何人かつたか、私、今
資料を持っておりますけれども、全
体を合算して、そう——最近の数字、
四月初めの数字を見ますと、まだ結論
は出ていない。(白井委員)「その必要性
は私は認めておるわけなんです」と呼
ぶ。単なる必要性とかそんなまぬる
いものでない……。(白井委員)「そんな
ら、なぜ補正予算を要求しない……」と
呼ぶ。これから予算なしでやること
を——結果が現われてるじゃないで
すか。だから私は言つてゐる。そういう
まぬるいものじゃないので、今各府
県の土木課の技術員は、大学卒業生は
二割まで採用できない。私は山形県で
すけれども、一人もとれない。新潟県
は十二人になしまして、たった一人で
す。これが実態です。一年待つたら
いじゃないか。三十七年から新設や
たらいいじゃないかとあなたはおっ
しゃるけれども、そんなまぬるいこ
とじゃない。

○白井委員 わかりました。私の言
うのは、勧告を出された。それを実行さ
せることを三十六年度からやるとい
うことは、三月十一日に出されて、や
れるのは無理じゃないか。

○池田(正)國務大臣 そんなことはな
い。

○白井委員 それは予算なしに手品
みだいにできればつて、あるいは無
責任に定員だけかまわずふやせとい
うことでやるなら、これはまた幾ら
ふやせられるでしょう。しかし、内
容と実質を伴つて教育の本旨に沿つた
充實した教育をやろうといふならば、
これはやはり予算が伴わなければ見
えかけだけの充実にあつて、いかぬ
ではないか。そこで、その趣旨に沿
うならば、三十七年度に大いに期待
をして、私学にも助成金を十分にや
つて、たまたまの定員をふやすこと
でなく、正式に納得のいくような
あれをしていただきたい。こういう
趣旨で、私は何も長官と争ふとい
ふ意味ではなしに、この趣旨の必要
なこととは、私も実は先般の当委員
会でもそう言つたのですが、かつ
つて四年間八千人増、こういう計
画を政府で立てましたときに、一体
これだけの増で間に合うのかと言
つたところ、いや、これは経済審議
庁の経済の計画に従つてやつたの
だ、こう言ふのです。ですから文部
省としてはやはり政府の方針に従
つてやる。そういう点においては確
かに十カ年経済倍増の線からいへば、
少なくとも今度立てた計画は少な
かつたといふことは、今更つかつた
と、今後これをどう是正するかとい
ふ問題があります。どうもただ文
部省だけに責任を負わせても、大
臣がおっしゃるような、そう言つて
は失礼だけれども、微力な文部省
だけではこれは解決しない。やはり
内閣が一

体となつてその問題を打開する方向に持つていかなければならぬ。それにはやはり閣僚としての池田大臣も大いに文部大臣と協力せられて、むしろ池田總理の方に強く要望されて、少なくとも三十七年度においては画期的な計画の出ることを私は期待いたします。しかし大いに啓蒙せられたことについては私も池田長官に敬意を表しまして、私の質問を終わります。

○濱野委員長 小林信一君。

○小林(信)委員 もう時間がありませんので、簡単にお尋ねいたしますが、これは今の大論争とはちよつと違いますが、しかしその大論争を聞くだけに、いよいよ教育行政がもつと根本的に一切のものを考えていかなければならぬというのでは、ことに十分な関連を持つわけです。池田長官の声明書の中にもはつきりありますように、最近膨大な設備投資がなされる。私たちの何うところでも、すでに池田内閣が十年後に予想したものを今現実に見るやうな状態である。従つてそれから考へても、今論争しております三十六年度でいいだらう、あるいは三十七年度まで待つてかいうやうなことも、これはことによるともう問題にならないやうな状態になるかもしれないが、そういうやうな現実を見まして、いよいよ根本的な問題が幾つも浮かび出てくるわけですが、もつとも教をふやす、新しい学校が出るということを予想しますときに思ふものは、一体勉強をする生徒の環境をこのままにしておいていいかということなのです。ということは、非常に勉強する人たちの環境というやうなものは騒音があつてはいけません。あるいは風紀上悪い影響のある

ものはいけないということが、非常に法律にもいろんな規則にも盛られて、これが嚴重に守られるやうにしているわけですが、最近の経済事情の中ではすべてその点が放置されているやうな状態です。してみれば、こういう問題をいよいよ重大に考えなければならぬ時期だと思ふのですが、つい先日の新聞に、首都圏整備委員会、諮問をして、これに対して答申が出て、これは今ちよつとお聞きしましたら、どうもまだ本物ではないやうだというお話だつたんですが、学校都市を作らなければいけないという話が答申の中にあつたとか出るとかいう話ですが、こういう根本問題ときいよ考へていかなければならぬときだと思ふのです。これは文部大臣にお聞きしたいのですが、そういう問題について文部省としては何かお考へになつておられるかどうか。

○荒木國務大臣 特別に具体的に申し上げるやうなことは考へておりません。私も今の小林さんのお話に関連して、むしろ大学都市を富士のすそ野へ持つていって大理想を実現するやうなことを考へたらどうだ、これは東京都の人口がただ無計画にふえる一方にまかせるといふ環境下においては、大学はこんなところに置くべきではないという線から着想されたのだとかの構想があるとか聞いております。できるものならばそういうことも考へたいものだと思いますが、今具体的に御披露できるやうなものを持つていないのであります。

○小林(信)委員 実はこれは地方の中、小学校のやうなところには非常に嚴重にこの規定が施行されているわけ

です。近所に精米屋さんができれば、これは何メートル以内であるから作つてはいけないというふうに、非常に嚴重にされていきますけれども、学校全体、国全体からなれば、かえつてそういう割合環境の整つていふところには施行されるけれども、こういう都会地は全然そういう規定が放置されているというところが非常に問題だと思ふのです。もちろん軍事基地というやうなものもありまして、防音の問題も非常に重大になつておりますけれども、こういうことも仕方がないのだということにして放置されていくということには非常に問題でありますし、今論争しているやうな、これからの国の経済事情を考へると、もちろんこれは文部省自体で考へられるべきものではなくて、首都圏整備法に基づき、あるいは政府全体の問題として慎重に考へられ

ていかなければならぬと思ふのです。今大臣が富士のすそ野というやうなことを言われたのですが、実は私の県あたりでは受け入れ態勢を整えようとしておるわけです。ところが観光地としていこうか、あるいは工業地帯としていこうか、実は迷つておるわけですから。もちろん私は今ここでそういうところへ持つていくようにしましやうなんていう御答弁を承る必要はないのですが、工場の発展とかあるいは今観光地帯が非常に隆盛になつておるわけですから、そういうものへいこうか、だかもし学校都市として指定されるやうなことがあれば、最もこれを優先的に受け入れたいというやうに、かえつて至るところにそういう受け入れ態勢が今整えられておるわけですが、一番大事な政府にそういう意図がない、文

部省にそういう考へが今もつて作られないというところは、非常に遺憾だと思ふのです。おそらく首都圏整備の問題としては必ずこの問題が論議されてくると思ふのです。これはもつと大きな力でなされなければならぬ問題で、文部省自体としてできるかできないかというふうな御苦心もあると思ひますが、その動機はやはり文部省が作つていかなければならぬと思ふのですが、こういうふうな一つ一つの基本的な教育の問題というものは、今のいろいろ御論議なさつておられる基本の問題として、私は早く手をつけなければならぬと思ふわけなんです。残念ながらきよりは時間がございませんで、実は委員長に午前中通告しておつたのですが、その機会が得られなくて残念ですが、こういう点を一つ御検討していただいて、私たちが研究しまして、いろいろ御意見を承りたいと思ふわけですから、本日は今の程度で終わりたいと思ひます。

○濱野委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明後二十六日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会いたすこととし、これにて散会いたします。

午後六時二十二分散会

文教委員会議録第二十三号中正誤
べ段 行 誤 正
二四 三 小林(進)委 小林(信)委 員